

平成19年6月7日（木曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	12頁
○出席議員	13頁
○欠席議員	13頁
○説明のため出席した者	13頁
○職務のため出席した事務局職員	14頁
○開会宣告	15頁
○議員紹介	15頁
○選挙管理委員会委員長就任あいさつ	15頁
○開議宣告	15頁
○日程第 1 議席の指定及び一部変更	16頁
○日程第 2 会議録署名議員の指名	16頁
○日程第 3 会期の決定	16頁
○諸般の報告	16頁
○日程第 4 議案第66号から 日程第23 議案第85号まで	17頁
○日程追加の議決	17頁
○日程第 4 議案第66号から 追加日程 議案第87号まで	17頁
○先議の議決	20頁
○委員会付託省略の議決	20頁
○日程第24 常任委員の選任及び 日程第25 議会運営委員の選任	21頁
○日程第26 つがる西北五広域連合議会の議員の選挙	21頁
○休会の件	22頁
○散会宣告	22頁

平成19年6月11日（月曜日）第2号

○議事日程	23頁
○本日の会議に付した事件	23頁
○出席議員	23頁

○欠席議員	23頁
○説明のため出席した者	23頁
○職務のため出席した事務局職員	25頁
○開議宣告	26頁
○教育長就任あいさつ	26頁
○議会運営委員長互選の結果報告	26頁
○日程第 1 一般質問	27頁
21番 阿部春市議員	27頁
2番 井上浩議員	37頁
6番 伊藤永慈議員	47頁
1番 花田進議員	54頁
○散会宣告	63頁

平成19年6月12日（火曜日）第3号

○議事日程	65頁
○本日の会議に付した事件	65頁
○出席議員	65頁
○欠席議員	65頁
○説明のため出席した者	65頁
○職務のため出席した事務局職員	66頁
○開議宣告	68頁
○日程第 1 一般質問	68頁
11番 平山秀直議員	68頁
26番 加藤磐議員	76頁
○散会宣告	83頁

平成19年6月13日（水曜日）第4号

○議事日程	85頁
○本日の会議に付した事件	85頁
○出席議員	85頁
○欠席議員	85頁
○説明のため出席した者	85頁

○職務のため出席した事務局職員	87頁
○開議宣告	88頁
○日程第 1 議案第66号から議案第85号まで	88頁
○休会の件	89頁
○散会宣告	89頁

平成19年6月18日（月曜日）第5号

○議事日程	91頁
○本日の会議に付した事件	92頁
○出席議員	92頁
○欠席議員	93頁
○説明のため出席した者	93頁
○職務のため出席した事務局職員	94頁
○開議宣告	95頁
○日程第 1 議案第70号から 日程第 9 議案第84号まで	95頁
○日程第10 議案第76号から 日程第12 請願第 1号まで	98頁
○日程第13 議案第80号から 日程第15 議案第82号まで	99頁
○日程第16 議案第66号から 日程第21 議案第78号まで	101頁
○市長あいさつ	102頁
○閉会宣告	103頁

平成19年五所川原市議会第3回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成19年6月7日（木）午前10時開会

- 第 1 議席の指定及び一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第79号 五所川原市総合計画基本構想について
- 第18 議案第80号 財産の取得について
- 第19 議案第81号 市道路線の廃止について
- 第20 議案第82号 市道路線の認定について
- 第21 議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第22 議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第23 議案第85号 青森県交通災害共済組合同規約の一部変更について
- 第24 建設常任委員の選任
- 第25 議会運営委員の選任
- 第26 つがる西北五広域連合議会の議員の選挙

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議席の指定及び一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第79号 五所川原市総合計画基本構想について
- 第18 議案第80号 財産の取得について
- 第19 議案第81号 市道路線の廃止について
- 第20 議案第82号 市道路線の認定について
- 第21 議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第22 議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第23 議案第85号 青森県交通災害共済組合同約の一部変更について
- 第24 建設常任委員の選任
- 第25 議会運営委員の選任
- 第26 つがる西北五広域連合議会の議員の選挙
- 追加日程 議案第86号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程 議案第87号 教育委員会委員の任命について

出席議員（29名）

1番	花田進	議員	2番	井上浩	議員
3番	片山英幸	議員	5番	山田善治	議員
6番	伊藤永慈	議員	7番	吉岡良浩	議員
8番	成田和美	議員	9番	鳴海初男	議員
10番	高杉利彦	議員	11番	平山秀直	議員
12番	木村博	議員	13番	田中賢一	議員
14番	山口孝夫	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	古川幸治	議員
18番	秋元洋子	議員	19番	稲葉好彦	議員
20番	磯邊勇司	議員	21番	阿部春市	議員
22番	桑田茂	議員	23番	福士寛美	議員
24番	木村清一	議員	25番	野呂國四郎	議員
26番	加藤磐	議員	27番	三湊春樹	議員
28番	川浪茂浩	議員	29番	工藤武則	議員
30番	葛西収三	議員			

欠席議員（1名）

4番 齊藤一郎 議員

説明のため出席した者（28名）

市	長	平山誠敏
副市	長	山田晴雄
総務部	長	三上裕行
財政部	長	佐藤茂宗
民生部	長	佐藤文治
福祉部	長	宮崎堅治
経済部	長	笹森英志
建設部	長	白戸幸一
会計管理者		中村健
金木総合支所長		福井定治

市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事務局長	平 山 耕 一
水道事業得 心所長	工 藤 勝
教育委員長	阿 部 育 也
教育長者 職務代理者	木 村 一 善
教育部長	
監査委員	大 野 欽 也
監査委員 事務局長	高 橋 俊 昭
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	三 上 隆
農業委員会 委員長	太 田 昭 市
農業委員 事務局局長	鈴 木 正 徳
総務課長	関 秀 三
企画課長	小田桐 宏 之
財政課長	佐 藤 明 子
市民課長	長 尾 晶 子
保護福祉課長	須 藤 久 男
農林水産課長	工 藤 雄 三
土木課長	三 上 義 博

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議事係 長	小 林 耕 正
庶務係 長	飛 鳥 順 一

午前10時08分 開会

◎開会宣告

- 副議長（三潟春樹） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
これより平成19年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。
-

◎議員紹介

- 副議長（三潟春樹） 議事に入る前に申し上げます。
去る4月1日、片山英幸議員が五所川原市議会議員に繰り上げ当選された旨、選挙管理委員会から通知がありましたので、御紹介申し上げます。
なお、議事の進行上、仮議席はただいま着席の議席といたします。片山英幸議員です。
どうぞ。
- （片山英幸議員） 片山です。よろしくどうぞ。
（拍手）
- 副議長（三潟春樹） 以上で紹介を終わります。
-

◎選挙管理委員会委員長就任あいさつ

- 副議長（三潟春樹） 次に、6月6日、選挙管理委員会委員長に異動があり、川浪太刀男委員が新たに選挙管理委員会委員長に就任した旨の通知がありました。ついては、川浪太刀男委員長よりごあいさつしたい旨、申し出がありましたので、これを許可します。
選挙管理委員会委員長。
- 選挙管理委員会委員長（川波太刀男） 一登壇一
昨日前平野委員長の辞職により開催された五所川原市選挙管理委員会において、選挙管理委員長を仰せつかりました川波太刀男でございます。民主主義の根幹であり、公明な選挙の管理執行に当たり、非力ではありますが、その円滑な運営に心を新たに努力してまいり所存でございますので、今後ともよろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。
（拍手）
-

◎開議宣告

- 副議長（三潟春樹） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 議席の指定及び一部変更

○副議長（三潟春樹） 日程第1、議席の指定及び一部変更を議題といたします。

片山英幸議員の議席は3番とし、山田善治議員は5番へ、伊藤永慈議員は6番へ、吉岡良浩議員は7番へ、成田和美議員は8番へ、鳴海初男議員は9番へ、古川幸治議員は17番へ、秋元洋子議員は18番へ、それぞれ変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、議席の指定及び一部変更は以上のように決しました。

議席変更のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○副議長（三潟春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（三潟春樹） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、9番鳴海初男議員、10番高杉利彦議員、11番平山秀直議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○副議長（三潟春樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（三潟春樹） 次に、この際諸般の報告をいたします。

市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第1号から報告第3号まで専決処分の報告について、報告第4号 平成18年度五所川原市一般会計繰越明許費繰

越計算書について、報告第5号 平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 平成18年度五所川原市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 五所川原市国民保護計画について、報告第8号 五所川原市障害者計画について、報告第9号 財団法人五所川原市自治振興公社の経営状況を説明する書類について、報告第10号 五所川原市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第11号 社団法人市浦畜産振興公社の経営状況を説明する書類について及び報告第12号 十三湖環境整備株式会社の経営状況を説明する書類についてであります。以上の報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

◎日程第 4 議案第66号から
日程第23 議案第85号まで

○副議長（三潟春樹） 次に、日程第4、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから日程第23、議案第85号 青森県交通災害共済組合理約の一部変更についての20件を一括議題といたします。

◎日程追加の議決

○副議長（三潟春樹） 提案理由の説明を求める前に、本日市長より議案第86号 教育委員会委員の任命について及び議案第87号 教育委員会委員の任命についての2件を追加提案したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、以上の2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 御異議なしと認め、議題とすることに決しました。

◎日程第4 議案第66号から
追加日程 議案第87号まで

○副議長（三潟春樹） 市長より提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成19年五所川原市議会第3回定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第66号から議案第78号までは、専決処分をいたしましたので、いずれもこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第66号は、平成18年度五所川原市一般会計補正予算であります。平成19年3月30日付で歳入歳出予算の総額から3,597万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ279億890万円としたものであります。

議案第67号は、平成18年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。平成19年3月30日付で歳入歳出予算の総額から7,879万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,788万1,000円としたものであります。

議案第68号は、平成18年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。平成19年3月30日付で歳入歳出予算の総額から1,177万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,631万4,000円としたものであります。

議案第69号は、平成18年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。平成19年3月30日付で歳入歳出予算の総額から83万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,728万3,000円としたものであります。

議案第70号は、五所川原市税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部改正に伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第71号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正及び租税特別措置法の一部改正に伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第72号は、五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例であります。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第73号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部改正に伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第74号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部改正に伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第75号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例であります。つがる克雪ドームを指定管理者に管理させることに伴い、平成19年3月30日付で定めたものであります。

議案第76号は、五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であ

ります。精神病床数を変更するため、平成19年4月1日付で定めたものであります。

議案第77号は、平成19年度五所川原市一般会計補正予算であります。平成19年5月23日付で歳入歳出予算の総額に9,840万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ268億3,841万1,000円としたものであります。

議案第78号は、平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。平成19年5月23日付で歳入歳出予算の総額に9,245万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,951万円としたものであります。専決処分については、以上であります。

続いて、議案第79号は、五所川原市総合計画基本構想についてであります。地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第81号は、市道路線の廃止についてであります。道路法第10条第3項の規定により市道路線を廃止するため提案するものであります。

議案第82号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するため提案するものであります。

議案第83号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。

議案第84号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。

議案第85号は、青森県交通災害共済組規約の一部変更についてであります。

議案第83号から議案第85号までは、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、本日程に追加されました議案第86号及び議案第87号について説明を申し上げます。議案第86号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員に丁子谷悟氏を任命するため提案するものであります。

議案第87号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員に北澤アキ子氏を任命するため提案するものであります。両氏それぞれ人格、識見にすぐれ、経験も豊かであり、適任と認めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますよ

うお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

◎先議の議決

○副議長（三潟春樹） この際、お諮りいたします。

議案第86号 教育委員会委員の任命について及び議案第87号 教育委員会委員の任命についての2件を先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、2件を先議することに決しました。

◎委員会付託省略の議決

○副議長（三潟春樹） お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略することに決しました。

○副議長（三潟春樹） 議案第86号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

次に、議案第87号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（三潟春樹） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意すること決しました。

◎日程第24 常任委員の選任及び

日程第25 議会運営委員の選任

○副議長(三潟春樹) 次に、日程第24、常任委員の選任及び日程第25、議会運営委員の選任を行います。

本件は、建設常任委員及び議会運営委員がそれぞれ1名欠員となっておりますので、選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

建設常任委員には片山英幸議員、議会運営委員には高杉利彦議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、欠員の建設常任委員に片山英幸議員、議会運営委員に高杉利彦議員を選任することに決しました。

◎日程第26 つがる西北五広域連合議会の議員の選挙

○副議長(三潟春樹) 次に、日程第26、つがる西北五広域連合議会の議員の選挙を議題といたします。

本件は議員辞職に伴い、欠員となっております1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

つがる西北五広域連合議会の議員に葛西収三議員を指名いたします。

なお、お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、葛西収三議員がつがる西北五広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

休会の件

○副議長(三潟春樹) 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日は議案調査のため休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三潟春樹) 異議なしと認めます。

よって、明8日は休会することに決定いたしました。

なお、9日及び10日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る11日定刻より会議を開きます。

散会宣告

○副議長(三潟春樹) 本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成19年五所川原市議会第3回定例会会議録(第2号)

議事日程

平成19年6月11日(月)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(30名)

1番	花田	進	議員	2番	井上	浩	議員
3番	片山	英幸	議員	4番	齊藤	一郎	議員
5番	山田	善治	議員	6番	伊藤	永慈	議員
7番	吉岡	良浩	議員	8番	成田	和美	議員
9番	鳴海	初男	議員	10番	高杉	利彦	議員
11番	平山	秀直	議員	12番	木村	博	議員
13番	田中	賢一	議員	14番	山口	孝夫	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	古川	幸治	議員	18番	秋元	洋子	議員
19番	稲葉	好彦	議員	20番	磯邊	勇司	議員
21番	阿部	春市	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	福士	寛美	議員	24番	木村	清一	議員
25番	野呂	國四郎	議員	26番	加藤	磐	議員
27番	三湊	春樹	議員	28番	川浪	茂浩	議員
29番	工藤	武則	議員	30番	葛西	収三	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(30名)

市	長	平山	誠敏
副市	長	山田	晴雄
総務部	長	三上	裕行

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
經 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健 治
金 木 總 合 支 所 長	福 井 定 義
市 浦 總 合 支 所 長	成 田 義 正
西 北 中 央 病 院	平 山 耕 一
事 務 局 長	
水 道 事 業	工 藤 勝
所 長 心 得	
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	阿 木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	高 橋 俊 昭
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	川 浪 太 刀 男
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 會 長	三 上 隆
事 務 局 長	
農 業 委 員 會 會 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會 會 長	鈴 木 正 德
事 務 局 長	
總 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小 田 桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
税 務 課 長	工 藤 仁
国 保 年 金 課 長	鎌 田 和 廣
介 護 福 祉 課 長	須 藤 一 正
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

◎職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋	満直
次	長	岩川	静子
議事係	長	小林	耕正
庶務係	長	飛鳥	順一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。
休会前に引き続き会議を開きます。
-

◎教育長就任あいさつ

- 議長（齊藤一郎） 議事に入る前に申し上げます。

先般就任されました木下巽教育長よりごあいさつしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育長。

- 教育長（木下 巽） ー登壇ー

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、貴重な時間の中で一言ごあいさつを申し上げます。

先日6月7日午前11時40分から中央公民館におきまして、本年度第3回目の教育委員会が3カ月ぶりに定員5名の委員がそろいまして開会されました。その定例会におきまして、満場一致で教育長に互選されました。その一瞬、いろいろのことが頭をよぎりましたが、教育長不在が3カ月以上続いていること、また重要な課題が山積していることを思うときに、これ以上の空白は行政の不信感を増すばかりと考えまして、その任命をありがたくお受けすることにしました。どうかよろしくお願い申し上げます。私は、常々教育は人づくりということを考えております。市教育目標であります「ふるさとを愛し、ふるさとの文化をはぐくむ心豊かでたくましい人づくりを目指す」という基本目標を具現化するために、市長部局とパイプを太くし、報告、連絡、相談を密にし、市行政の方針を十分に尊重するとともに、市長の御理解と御配慮を賜りながら職員一丸となって諸課題を一つ一つ着実に解決する所存であります。さらに、教育委員会の役割であります市全体の調和のとれた教育水準の維持向上のために、必要な諸条件の整備を図ってまいり所存でありますので、議員各位の御支援と御鞭撻を賜りますことを心からお願い申し上げまして、甚だ粗辞であります。就任のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎議会運営委員長互選の結果報告

○議長（齊藤一郎） 次に、議会運営委員会で委員長の互選を行った結果、高杉利彦委員が委員長となった旨の報告がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。また、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。

それでは、21番阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

平成19年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今回の質問の第1点目は、地球環境問題への具体的な取り組みについてであります。テーマが大き過ぎると言われかねませんが、いわば持続可能な社会づくりであり、環境に優しい行動をしましょうということであります。この件については、古くは京都議定書から始まっています。1990年当時の日本は、二酸化炭素の排出量6%削減すると国際的に約束をしていたのであります。ところが、その後、なかなか守られない状況にあり、国政府は規制を強化している状況にあります。毎年6月は、環境月間にもなっています。一人一人の国民が身の回りについて考えてみようとのねらいであると思っています。そういう意味では、時期的に的を射た質問ではないかと思っています。「日本人の環境について、国立環境研究所の地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響による比較調査結果では、日本人の環境意識の高さはドイツ人とほぼ同じであると示されています。環境先進国と言われるドイツやスウェーデンと比べて、同じくらい高いと言われているにもかかわらず、進まないのは頭では理解していても行動が伴っていないからだと言われます。それでは、なぜ行動に移せないのか。その理由として、一人くらい行動しなくてもよいの一人になっていることや、面倒くさい、時間がない、何をするかわからないなどが挙げられます。我慢、窮屈、豊かに感じないというイメージがあって、それが行動に移せない要因になっているようであります。必要性や理屈を理解することで、次第に価値観や考え方を変えていくことができるのです。できるだけ我慢を少なく、楽しいとか得をした気分になると思えることが行動へと変わってくるものであります。今すぐにでもあらゆる分野のあらゆる人が行動に移す必要があります。」と訴えているのがみやぎグリーン購入ネットワークの山岡事務局長の主張でございます。

す。もとより教育や環境を守ることは、市町村自治体の使命であります。ごみ対策一つを考えてみても県内の市町村では、有料化がいろいろ検討されています。また、隣の中泊町では、もったいない運動を始めました。そしてまた、マスコミ報道では、ごみ拾いをしている人がいろいろ紹介されていますが、捨てることを減らさないといつまでたってもよくなると思います。要は、意識の問題であることは言うに及びません。大量消費時代になって、何か物を大切に作る心が失われてきているのではないのでしょうか。加えて、地方分権の時代でもあり、当市も厳しい状況下にあります。何かきらっと輝くもの一つでも実践したいものと考えます。今議会に提案されている基本構想には、地球環境問題も取り上げられています。その実現を図るべきだと思います。具体的には、地球環境問題というと、テーマが大きいのですが、地球に住む一人の人間として自分には何ができるのか。原点に戻って考えてみるのが基本だと思います。当市も3年前に計画書を作成して、市役所内の昼休み時間の消灯など、いろいろな対策を講じてきた経過がありますが、民間の企業ではさらに進んだ対策をしているところもいろいろあります。そういう民間企業の協力を得ながら協議会を設置して行動計画を作成し、それをもとに市民に協力を求めることにしてはいかがでしょうか。それは、市長の言われる活力のある明るい、住みよい、豊かなまちづくりに直結するものと存じます。新市の活性化対策第6弾として御提言を申し上げたいと思います。市長並びに関係部長の前向きな答弁を期待してやみません。先日会社の仲間から聞いたのですが、ある県内の企業を訪問したときに受付でネクタイを外して中に入ってくださいと言われたそうであります。これから夏場に向けて暑くなります。議場でのノーネクタイも検討してみてもはいかがでしょうか。ついででございますが、議長に進言したいと思います。

質問の第2点目は、後期高齢者医療制度について質問させていただきます。来年4月から75歳以上を対象としたこの制度がスタートされます。運営主体は、全市町村が加入する広域連合であり、昨年9月に設立に向けた準備委員会を立ち上げ、10月には事務局が発足したようであります。そもそもこの制度は、少子高齢化時代に伴って、国保事業が大変になってきたので、75歳以上の高齢者を切り離して対応をしようというものであります。このメリットとしては、県単位となり、経費が節約されると言われます。

そこで、質問しますが、国から示されている制度の内容は、具体的にどのようなになっているのか。そして、広域連合の準備状況は、どうなっているのかであります。今後のスケジュール等について、わかっていたら説明をしてほしいと思います。加えて、当市の対応はどのようにしているかです。残り期間10カ月を切りました。介護保険制度導入のように、見切り発車にならないようにしなければと思います。新制度については、不

安がつきまとうものです。そういう意味でも現状と今後の見通しについて質問する次第でございます。

次に、質問の第3点目は、農業行政についてであります。この農業行政については、久しぶりの質問となります。御案内のように、農業を取り巻く環境は、一向によくなりません。品目横断政策に見られるように、国による農家の支援制度が大きく転換しております。これらへの対応が急務となっております。一方では、遊休農地が年々増加している現状です。こうした中であって、マスコミ報道で知ったのでありますが、昨年8月23日に第1回五所川原農業の活性化について考える会議が開催され、関係者50人が出席し、年度内に五所川原農業の進むべき基本方針を市側に提案するとありました。大変結構なことでありまして、大いに期待している者の一人であります。

そこで、どういう内容のものであるのか、そして今後どう取り組みをするのか質問させていただきます。民俗研究家の結城先生は、農業に必要な活性化策とは何かについて次のように言っています。「活性とは、言うまでもなく科学用語で、物質のある種の機能が活発になることを指している。そのために、目標となる機能を活発にするための触媒や酸素などの活性剤を加えるわけだが、この科学的方法論を停滞したり、マンネリ化した社会や組織に刺激を与え、活発にしようとして応用したのは、いわゆる活性化策である」と言っていました。確かに農業には、気象条件や農地などのさまざまな条件があり、他の産業にはない宿命的なものがございます。それを克服してきたのが大和民族であります。今回の農業委員会の取り組みは、そういう意味でも高く評価をしたいと存じます。しかし、問題は、これからであると思うのであります。

次に、農業全体の振興策について質問します。当市も合併して2年を経過するに至りました。いわゆる合併後の農業振興をどのように考えておられるのかであります。行政としてその方針を示すべきと思うのですが、いかがでしょうか。先ほども申し述べたように、国策も変わりました。また、農業委員会の動きもございますが、行政として方向性を示すべきと思うのであります。御答弁を求めたいと思います。

なお、細部については、2回目以降に質問を準備していますことを申し添えて、1回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 阿部春市議員の市の活性化対策について、まず地球環境問題の具体的な取り組みについてお答えいたします。

今日の環境問題には、身近なものから地球規模のものまで極めて幅広い問題が含まれ

ており、その中でも大気中の温室効果ガスの濃度の増加によって起こる地球温暖化は生態系及び人類に深刻な悪影響を及ぼすことから、人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題であります。今月6日にドイツで開催されました主要国首脳会議では、地球温暖化対策が主要な議題に掲げられ、地球温暖化への危機感が高まっており、今後とも全世界の環境保全に向けた一層の取り組みが求められてくるものと考えております。当市でも平成16年に策定した五所川原市役所環境保全率先行動計画を市町村合併後の新市に引き継ぎ、継続して環境保全に対する対策を実践しているところであります。今後は、多様化する諸環境問題に見合うよう計画の見直しを考えており、また議員御提言のとおり、市民、事業者、さらには各種団体の連携を図りながら協働することで環境への負荷低減に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政についてお答えいたします。今後の市の基幹産業であります農業振興対策についてであります。国における食料・農業・農村計画による農政改革の推進など、農業、農村をめぐる環境は大きく変化を求められております。こうした中で、持続的な農業、農村を築くには、これまでのあり方を見直し、消費者を生産者との信頼関係を基本とした食の構築や環境との調和を重視しながら安定した生産のための基盤づくりに積極的に取り組むことも重要となっております。平成18年3月に策定した農業経営基盤の強化に関する基本的な構想として、経営基盤強化の促進に関する目標、規模や生産方式及び営農類型ごとの効率的、安定的な経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを定め、国、県の指導のもとに、関係機関と協力しながら農業振興を推進してきたところでございます。また、五所川原農業の活性化を考える会議からの提言を受けて、この実現化に向け、国や県などの関係機関や一般消費者を含めた（仮称）五所川原農業活力推進本部を設置し、農業を取り巻くさまざまな視点から問題提起と対策を講じて、農業活性化をさらに推進していくことにしております。農業振興計画については、これらの取り組み姿勢や各関係機関の役割と具体的な目標と施策を定め、これからの国の動向を見据えながら地域の特性を生かした新たな農業振興計画に取り組み、農産物のブランド化と産地形成に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 阿部議員に御答弁申し上げます。

まず、後期高齢者制度についてでございますが、国から示されている制度についてでございますが、阿部議員御承知のように、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢者に対応した仕組みとして高齢者の独立した医療

制度が後期高齢者制度として創設されます。この制度の運営は、各都道府県ごとにすべての市町村が加入するそれぞれの広域連合が実施団体となります。青森県では、平成19年2月1日、40市町村で構成された青森県後期高齢者医療広域連合が設立されました。後期高齢者制度とは、75歳以上の人全員と65歳以上で一定の障害がある人が被保険者となります。被保険者の医療費の負担については、現在の老人保健制度と同様1割負担、現役並みの所得のある人は3割負担で受診することとなっております。これまでの老人保健制度と違うのは、被保険者に保険証が1人1枚ずつ交付され、保険料については全員が納めることとなります。介護保険同様、原則として年金から天引きとなります。

また、業務の役割として、広域連合は、医療制度を運営する保険者となり、保険料の決定、医療を受けたときの給付などを行い、市町村では保険料の徴収、申請や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行うこととなっております。

次に、連合の方の進捗状況についてでございますが、先ほど言いましたように、ことしの2月1日よりスタートし、本年4月1日からは県職員2名、10市から13名でございます。そして、町村から6名の派遣職員と臨時職員2名の23名の体制で業務を進めております。来年4月の制度施行まで広域連合電算システムの導入、それから既存システムの改修、法施行に伴う条例及び規則等の整備等々、業務の内容が多岐にわたりますが、予定期限を定めながら進めていると聞き及んでおります。現在は、広域連合と各市町村をつなぐネットワーク開通工事が実施されており、6月、今月中には完了される運びとなっております。今後広域連合と各市町村との会議、打ち合わせ等が随時開催され、あらゆる事項について協議、決定、確認されていくこととなっております。

3点目の当市の対応についてであります。連合の方で税の負担等、確定いたしましたら当市といたしましては、チラシ等を作成いたしまして地域住民に十分理解ができるようPRしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） それでは、阿部議員の御質問がありました提言書概要についてお答えいたします。

当農業委員会は、ことしから始まる経営所得安定対策の対応や今加速している遊休農地の問題ですが、農業者の高齢化、また後継者不足等、遊休農地の増大が厳しい農業環境の中で、それを対応したいという考えから、昨年農業者並びに農業団体の皆さんを中心に、五所川原農業の活性化を考える会議を組織し、市に対し、七つの提言をさせていただきました。

その一つとして、売れる農業経営の育成であり、地産地消推進にあわせて、観光サービス産業と連携をいかにとるか。

また、提言の二つ目としては、それを支える幅広い後継者の育成と、さらに農業後継者の経営、あるいは技術、あるいは経営学の修得の場として五所川原農林高校活用の対応をどのようにしたらよいか。

また、提言3は、農業経営複合化の推進の一つとして野菜の振興に対することであり、また提言4は複合経営の推進にあわせて、転作集団を地域リーダー育成の場として活用すること。

それから、提言5は、各地で、また各集落、あるいはまた各地区において仮称ではありますが、農地利用調整会議を設置し、担い手農家に農地の集積を図るとともに、農地マップを作成し、集落営農ビジョンを策定すべきだと考えております。

提言の6は、ふえている遊休農地の活用であります。市民農園として、また体験農地として市民の幅広い活用も含めて、遊休農地対策の方向づけをさせていただきました。

最後に、提言7ですが、農業関係機関のワンフロア化を図り、業務の効率化を高める方策を提言しております。

以上、まだまだ課題の複雑多岐にわたるところであります。当面对応すべき方策を提案させていただきました。阿部議員には、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） それでは、再質問に入ります。

いろいろ今答弁をしていただきました。まず、この地球環境問題については、今市長答弁ありましたように、これから鋭意努めていくという答弁で結構かと思うんです。たまたま私がこの質問を通告した後、きのうの東奥日報ですけれども、私の言おうとしていることが掲載されました。いわゆる実行計画、県内では40市町村のうち9団体、市町村が策定していると。その中に、五所川原も入っているわけです。これは平成16年です。私が今回求めているのは、いわゆる東奥日報ふうになると、地域推進計画なんです。これを民間と手を携えて、行動計画をつくって、市民に浸透していくべきだ。いろいろ味つけはしなければなりませんけれども、そういうこともきのう東奥日報に掲載されたので、紹介をしながらお願いをしたいと、こう思います。

それから、2点目の後期高齢者医療制度について、若干細かくなりますけれども、質問させていただきたいと思っております。まず、保険税について、これは、介護保険制度のよ

うに、1号、2号保険者というふうになるのか。そしてまた、ゼロ歳から74歳までの人は、新たに医療費の4割負担をしなければならないことになっています。いわゆる新たな制度で新たな負担が負担増になるわけなんです。そこで、だとすれば、現行の額はいいんですけども、現行の国保税との関係はどうなるのか。ここが一番気になるわけがあります。私の質問の趣旨は、制度的な質問です。額の問題ではございませんので、よろしくをお願いします。

それから、先ほど民生部長の答弁にありました。これは、県の広域連合でありますから、この課税額というのは県内統一になるのか、それとも各市町村、40市町村によってそれぞれその額が違うことになるのか、そこら辺が気になるわけがありますけれども、その辺どうなのか質問をします。

それから、3点目は、先ほど65歳以上の障害者も対象になると、こういう答弁でありました。この65歳はわかるんですけども、詳細、障害者の対応はどうなるのか。国の制度でありますから、この点を説明願いたいと思います。

次に、3点目は、農業行政についてであります。先ほども申し上げましたように、経営安定対策、つまり品目横断政策、これが現状どのようになっているのか質問したいと思うんです。その中の一つは、認定農業者がふえているというマスコミ報道がされていますけれども、今どういう状況になっているのかお尋ねをします。

それから、品目横断政策、対策と言った方がいいのか、これは現状どうなっているのか、これも報告を求めたいと思います。

それから、第2点目は、農業振興全体を考えた場合に、先ほど言いましたとおり、品目横断政策にしろ、これは米対策ですけれども、農業振興を考えた場合に、主力品種の米についてはわかるわけがありますけれども、それ以外の品種作物、この販売額の状況というのは合併した後のどのようになっているのか。また、国から産地指定を受けた作物というのは、どんなものがあるのか、あわせて質問をし、再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 阿部議員さんの後期高齢者分についてお答え申し上げます。

後期高齢者の医療にかかる費用のうち被保険者が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を国、県、市町村が5割、現役世代の支援、つまりゼロ歳から74歳までの方々が4割の保険料、残り1割を高齢者の保険料ということで負担することになっております。先ほど答弁いたしましたとおり、高齢者の皆さんからの1割については、基本的に年金から天引きされることとなっております。また、現役世代、ゼロ歳から74歳の方ですが、の4割分につきましては、国保に加入されている世帯については国民健康保険税として

納めることになっております。国民健康保険税について、これまでは医療分と介護分の2方式で税額が算定されておりましたが、来年度からは新たに支援分が加わるため、3方式の算定により課税することとなっております。

また、県内の市町村によって税が違うのかという御質問でございますが、広域連合内、つまり青森県においては各市町村とも保険料は均一となります。

次に、障害者の税負担ということでございますが、昨年4月、障害者自立支援法が施行され、障害者に対しましてこれまでより負担が若干強いられてきております。このたびの後期高齢者医療制度は、低所得者に対する軽減措置はございますが、障害者に対する特別な軽減措置については国の方から今のところ示されてございません。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

まず最初に、品目横断的経営安定対策についてでございますけれども、市としましては農林水産省青森農林事務所の指導のもと、昨年より五所川原市転作集団連絡協議会での説明会を皮切りに、市内全集落への説明会を開催し、農家への周知を図ってきたところでございます。これによりまして、平成19年産の昨年の秋まき麦につきましては、5集団と146人の申請がありました。大豆、バレイショにつきましては、7月2日が申し込み期限でございますことから、ことし3月と6月に広報で周知しているほか、関係会議での説明会や関係機関への窓口にて周知、募集に努めているところでございます。同時に、4ヘクタール以下の小規模農家や高齢化により、農地放棄防止のため、集落営農組織化の推進を図ってございます。この制度の活用を進めているところでございます。

次に、認定農業者の現状についてということでございました。御存じのとおり、みずからが経営改善に取り組み、やる気と能力のある農業者、いわば農業経営のスペシャリストと、これを目指す制度でございます。当市においても5月末現在では、480名が認定されてございまして、年々増加傾向にあります。さまざまな制度や低金利の融資等を受け、農業経営の改善や所得向上のための優遇支援制度の対象となっております。

次に、米以外の農作物の状況ということでございました。合併後ということで、JAごしょがわら市、JAつがるにしきたの二つの農協の部分の合計でございます。米以外の作物の状況ですけれども、平成18年度においては2農協での取り扱い状況はリンゴの販売数量が1万2,734トンで主力品種フジを中心に幅広く地方へ出荷してございます。販売金額が20億7,099万8,000円となっております。これは、対前年比7.6%の伸びとなっております。次に、トマトでございますが、販売数量が2,040トンであり、販売

金額が6億7,706万7,000円となっております。その次に、花卉、輪菊、かすみ草、トルコキキョウ等でございますけれども、2億2,364万8,000円の販売額となっております。このほかバレイショが9,164万円となっております。また、ツクネイモにつきましては、1,259万8,000円の販売となっております。産地指定ということでございました。督励作物農家に指定産地を受けて、その振興を図っていくということでございまして、当市としましてはトマト、それからバレイショ、この2品目でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） 御答弁ありがとうございました。農業行政については、厳しい状況が続いているだけに、ぜひ先ほど言いましたとおり、振興計画、早目に作成をして取り組むべきだと、こう思います。

そこで、さらに2点質問したいと思います。農業を取り巻く環境というのは、厳しい、厳しいと、こう言われるわけでありましてけれども、その中で明るいニュースと申しますか、今年度からごしょがわら市農協ではワーコム米というのを作付に入りました。条件としては、稲わらをすき込むことが条件になっています。環境に優しい米づくりだと、こう思うわけでございますけれども、これ考えるときには北海道産のきららを意識したのではないかと、こう思っているんですけれども、現状の作付面積と農家数の報告を求めたいと、こう思います。

それから、2点目は、これは市長にぜひお伺いしたいんですけれども、最近バイオマスというのが注目されるようになりました。農業でもそのとおりです。トウモロコシやサトウキビからエタノールを生産するという時代であります。これも6月7日のマスコミ報道なんですけれども、八戸市のNPO法人が米からエタノール化の実例を発表したと、こういう報道がございました。詳細については、余りわかりませんが、今の米余りの状況を考えるときに、大いに注目すべきことではないかと、こう思うわけですが、農業バイオについて市長の考えをお聞かせ願いたいと、こう思います。

以上、答弁を求めて、私の再々質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 答弁。

経済部長。

○経済部長（笹森英志） 先にワーコム米についてでございます。市町村発元気なあおもりづくり支援事業といたしまして、売れる米づくりの促進を図る方策の一つでございます。議員御指摘のように、稲わらをすき込んで、ワーコムという堆肥発酵促進剤を投入いたしまして生産するお米でございます。環境に優しい農業のあり方が求められている

中で、微生物応用改良資材により栄養豊かな土壌で育つ米として、これからの農業経営に期待されるものでございます。これは、全量を買って取ってもらえると、それからわら焼き防止が図られると、そういうメリットがございます。市としましては、今年度よりごしょがわら市農協の米穀部会へワーコム購入費の助成を予定してございます。助成金の3分の2が県でございまして、残りの3分の1を市が助成するというようにしてございます。生産者の先行投資によるリスク軽減を図っているものであります。米穀部会では、今年度の作付予定面積等は52戸で110ヘクタール予定してございます。

なお、作付品種は、県の奨励品種でございます。いもち病に強く、食味のよい「まっしぐら」という品種でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員のバイオマスエネルギーの質問でございますが、今回の阿部議員の質問の流れを見ますと、環境問題から農業と、まさに今地球全体が危機に直面しているこの流れの中での御質問かと思っております。阿部議員もエネルギー関係の職場におりまして、非常に詳しい、深い知識をお持ちの上での御質問かと思っております。今のバイオマスエネルギーにつきましてもさまざまな農業生産にも影響してきているというマスコミの報道でございますし、トウモロコシからエネルギーとるために、今度輸入大豆とか、さまざま穀物、飼料作物も高価になってきている。まだ世界の中では、食に苦しんでいる何億人という方々がございますし、その辺の兼ね合いもあることではございますが、やはり県でも米からエタノールとれないかということで、さまざまな試行といえますか、これからの対応をとるような方向に来ているのではないかとと思っております。ここに資料もございますが、新エネルギーについてはまだ技術や経済性に制約があるが、新エネルギーの経済性を高め、地域振興や分散型エネルギーの確保等の視点から、地域特性を踏まえたバイオマス等の適地適応型エネルギーの導入を図るため、地域新エネルギービジョンを策定し、計画的な新エネルギーの導入を検討していきたいと、これがその方向性だと思います。ただ、このバイオマスエネルギー、これから農業に関してもどういう形で影響してくるのか、非常に大きな問題だと思っております。確かに米からエネルギーがとれますと、今の遊休農地すべて有効利用できるということではございますし、何よりもここに暮らしている人間の食の安定をどのように図っていくと、この両方のバランスの上で、これから進めていくべき問題だろうと思っております。阿部議員のまたさらなる御提言を期待いたしまして、お答えいたします。

ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって、阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、社会民主党の井上浩です。通告に従い、質問をさせていただきます。

第1の質問は、自治体病院機能再編成についてです。昨年に引き続き、ことしも来年の重点事業要望書の中で最重点要望事業の1番目に自治体病院の機能再編成が取り上げられ、ことしの要望先には厚生労働省とともに、総務省がつけ加えられました。言うまでもなく、西北五地域保健医療圏における自治体病院の機能再編成問題は、市民にとっても最も関心が高いところです。同時に、要望先の県の医療薬務課にとりましても8年前の1999年12月に自治体病院機能再編成指針を定めたものの県内自治体病院の役割を解体して新たに六つの2次保健医療圏ごとに中核病院を新設し、医療ネットワーク化を目指す再編計画の先頭を走っているのが西北五の取り組みと言っても過言ではありません。ところが、つがる西北五広域連合が事業主体とはいえ、五所川原市の財政事情により本年当初予算に予定されていた新中核病院の基本設計費の分担金8,500万円余が計上されず、新中核病院の基本設計者選定作業が白紙に戻されました。さらに、医師の不足で公立金木病院では本年1月から救急車の受け入れを休止しています。本市とともに、中泊町で運営する一部事務組合では、救急再開に向けて医師確保で一定の成果を上げつつあるとも報道されてはいますが、24時間365日の救急医療は、自治体病院の存在意義にかかわる仕事ですので、病院経営に責任を持つ市長の役割は重大です。

そこで、西北五地域保健医療圏における自治体病院の機能再編成についてお伺いします。その1は、公立金木病院救急指定取り下げの市立西北中央病院へのこれまでの影響と今後の見通しについてお伺いします。

その2は、中核病院への県、国の財政及び医師確保支援が具体化していない中で、本年度補正予算での分担金計上も取りざたされていますが、支援策が明らかとなる見通しについてお伺いします。

その3は、西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランでは、五所川原市の財政課長が座長代理を務める経営管理等検討委員会が開いた2005年8月の第2回委員会で、事業工程と投資計画についてプライベート・ファイナンス・イニシアチブについての調査検討が必要とし、9月の第3回委員会で運営形態は地方公営企業法の全部適用、PFIを導入しないことを確認と概要報告されています。そのことに現在も変わりがないのかお知らせください。

次に、第2の質問は、廃棄物の収集、運搬、処理、処分、リサイクルについてです。

県道五所川原・金木線上のグリーンバイオ村入り口の手前、わずか600メートルを入り口とし、集落最短の住居までは600メートルの大字下岩崎字尾花原の山林地帯に産業廃棄物最終処理場の建設構想が埋立地面積7万平方メートル、埋立地容量80万立方メートルの規模で浮上しています。全国を揺るがした青森、岩手県県境産廃不法投棄問題で、青森側に不法投棄された産廃が約67万立方メートルですから、その巨大さが推測されます。4月に突如として下岩崎の住民に対して、「平成16年末岩崎集会所において産業廃棄物処理施設の建設などの説明会をさせていただきましたが、当方の都合により産業廃棄物処理施設が一時棚上げ状態となったことを深くおわび申し上げます。さて、このたび前会社の産業廃棄物処理施設の後を引き継ぐことになり」として、岩崎集会所での説明会の開催が案内されました。

そこで、下岩崎字尾花原地区での産廃最終処理場建設計画についてお伺いします。その1は、下岩崎字尾花原地区での産廃最終処理場建設計画について平成16年の経過も含めて当該住民、または当該業者から五所川原市当局に対して何らかの相談なり、接触があったのか。あるとすれば、どのような内容であったのかお知らせください。

その2は、災害時発生の際の産廃処理についてお伺いします。市が災害に見舞われた際に発生する産廃物は、通常どのように処理されるのかお伺いします。

第3の質問は、観光の宣伝についてです。5月28日、県の西北地域県民局が音頭をとって、つがる西北五活性化協議会が立ち上がりました。配布された資料の中に、魅力ある観光資源として立佞武多、斜陽館、津軽鉄道、芦野公園、日本海、五能線などが列挙されました。風土に根差した豊かな文化を初めとするすぐれた観光資源を生かし、文化、観光を推進しようと、県では1998年7月に文化観光立県を宣言し、1999年3月には青森県文化観光基本計画が策定されました。基本計画の目標年度は、来年の2008年度であり、地域に密着した観光振興の担い手である市町村にはこれまで以上に地域資源の魅力を最大限に生かした観光地づくりを期待するとされました。そうした中での本年12月の津軽自動車道五所川原北インターチェンジ供用開始や、2010年の東北新幹線新青森駅開業を踏まえると、点から線へ、線から面へとと言われる西北五地域全体での広域観光ネットワークづくりが急務と考えられます。ころ合いよく発行されました五所川原市歴史と観光のテキストブックは、このための大きな戦力となると確信するものです。また、このテキストブックでも取り上げられています津軽鉄道は、全国のテレビニュースで夏の風鈴列車、秋の鈴虫列車、冬のストーブ列車と季節を知らせる風物詩として常に取り上げられる全国バージョンの観光資源となっています。そのこともあり、先週末の8日には、「津軽鉄道応援写真集 のんびり走ろう！」が大手出版社から全国発売されたばかりか、

同じ出版社が発行するコミック誌では津軽鉄道を舞台とした「ちゃぺ！津軽鉄道四季ものがたり」の連載が全8話として始まりました。

そこで、五所川原市の観光の宣伝についてお伺いします。その1は、厚生労働省から委託された地域提案型雇用創造促進事業の中で、観光振興を担う人材育成の一環として取り組まれました五所川原市歴史と観光のテキストブックの活用方についてお知らせください。

その2は、観光資源としての津軽鉄道の宣伝についてです。東北新幹線新青森駅開業と奥羽線、五能線、津軽鉄道、さらには同社が検討する線路も道路も走れるデュアル・モード・ビークルの導入により、津軽中里駅から十三湖、小泊へと、まさしく点から線へ、線から面へと言われる西北五地域全体での広域観光ネットワークづくりへのかぎを握るものが津軽鉄道と言っても過言ではないと思います。御見解を伺います。

第4の質問は、消費者行政についてです。3月1日号の広報ごしょがわらのお知らせ欄に、青森県司法書士会による全国一斉多重債務110番の紹介がされていました。現在全国で1,400万人を超えるとされる消費者金融利用者の7人に1人、実に200万人を超える国民が借金が重なり、返済が困難となる多重債務状態に陥っていると言われます。多重債務者問題は、消費者基本法上の消費者行政の対象としてばかりではありません。生活保護申請者や公営住宅家賃滞納者の中にも多く存在するとの指摘があり、多重債務者が抱える多重債務以外の問題についても行政が総合的に対処することが求められます。

そこで、金融庁・総務省は、2月21日付で多重債務問題にかかわる地方自治体における取り組みに関する調査を行い、調査結果を3月26日付で発表するとともに、4月20日には多重債務改善プログラムを決定しました。このプログラムの中心は、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備とされましたが、相談窓口にアクセスできているのは多重債務者の2割で、残りの8割の掘り起こし、発見と問題解決が重要との基本認識のもと、遅くとも改正貸金業法完全施行時、2009年末にはどこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することが求められました。

そこで、多重債務に陥り、相談もままならぬまま困惑している市民に対し、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化についてお伺いします。その1は、金融庁・総務省による多重債務問題にかかわる地方自治体における取り組みに関する調査にありますように、市民からの多重債務問題に関する相談にこれまでどのように対応されてこられたのかをお知らせください。

その2は、例えば県内でも現在十和田市では市民からの多重債務に関する相談が年間100件を超えるなど、市役所が身近な相談窓口となっていくためには、今後どのような

方針で臨まれるのかお知らせください。

第5の質問は、市営住宅の入退居についてです。市営住宅管理条例によりますと、現在市内には21団地に市営住宅1,666戸が公営住宅法第1条に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅として整備されています。ところが、先般東京都町田市の都営住宅で元暴力団員による立てこもり発砲事件が発生しましたように、この公営住宅を舞台としました暴力団員などによる殺人・傷害、不正入居・不正使用、恫喝・その他が多数行われていたことが国土交通省住宅局による公営住宅における不正行為などの防止に関する調査で判明しました。それによりますと、1,682市区町村を初め、1,746事業主体で青森県内の1事例を初めとして殺人事件・傷害事件などが全国で59事例報告されています。このため、北海道の四つの町を初めとして既に全国42市町村、3県、1政令市で、暴力団の入居を条例などで制限しているところです。こうしたことから、国土交通省住宅局では、全国調査に基づいて6月1日付で各都道府県知事にあてて公営住宅における暴力団排除についての指針を通知しました。

そこで、市営住宅からの暴力団員排除方針についてお伺いします。その1は、国土交通省による公営住宅における不正行為などの防止に関する調査でありますように、暴力団員などによる過去5年程度の把握できる限りでの不正行為などの五所川原市の市営住宅での有無についてお知らせください。

その2は、例えば四国の徳島市の住宅課が市民に対しまして、市営住宅の入居申し込みを行う際の申し込み資格に、入居しようとする家族全員が暴力団員、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する者でないことと明示することが今後の五所川原市においても必要と考えますが、公営住宅からの暴力団員排除についての市の方針をお知らせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 答弁。

市長。

○市長（平山誠敏） 井上浩議員にお答えいたします。

公立金木病院の救急指定の撤回につきましては、市議会議員の皆様のみならず、市民並びに関係各方面に御心配等をおかけいたしております。皆様御承知のとおり、救急指定につきましては、平成18年12月末において内科医1名、外科医2名、嘱託医1名の4名となることを見込まれたため、今年1月から救急指定の撤回を余儀なくされたところでございます。また、撤回による影響ということでございますが、公立金木病院を利用されている皆様には御不便をおかけしておりますが、西北中央病院への救急搬入の状況

を見ますと大幅に救急件数がふえているということはないようでありますので、影響は比較的少ないものと考えております。しかしながら、今後とも救急指定の早期再開に向けて、さらなる医師確保に全力を挙げるとともに、市民の皆様の御期待に沿えますよう頑張ってまいり所存でございますので、井上議員におかれましても御支援、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 下岩崎尾花原地区での最終処分場建設計画について御答弁申し上げます。

ことしの4月年度当初、ある民間業者が当市の下岩崎地区に産業廃棄物処理施設を建設する意向があるとのことで、市の環境対策課を訪れておりました。地元で開催されました4月21日の住民説明会については、開会当初、市の方では確認できず、その後地区住民の方々からの情報を得まして、開催されたことを把握いたしております。井上議員御承知のとおり、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は法律により県に申請手続を行い、県知事の許可を得なければなりません。県では、許可申請を受理する前段階で業者が行う環境影響調査、いわゆる環境アセスメントの方法等について、また準備書の作成についても協議を重ね、公告、縦覧の上で、業者と事前協議に入ることになっております。去る6月5日、下岩崎地区の産業廃棄物処理施設の設置にかかわる事前協議等について、県に情報を求めましたところ届け出等、何も動きがないとの回答を得ております。以上でございます。

それから、済みません、もう一点でございます。市の災害時発生時の廃棄物処理についてでございます。災害時に発生する廃棄物については、五所川原地域防災計画により市の処分場において処分することになっており、仮に当市のごみ処理施設が被災した場合等は、他の市町村等の所有する処理施設にお願いして処理することになっております。また、被害が著しく、大きく、市が対処し切れない場合は、県との協議の上、対応してまいりたいと考えております。

なお、災害発生の際、業者が有する産業廃棄物の処理については、地方公共団体で処理することなく、業者が民間の許可業者に依頼し、処理することになっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） それでは、お答えいたします。

まず最初に、歴史と観光のテキストブックでございますけれども、五所川原市雇用創

出協議会が観光協会に委託いたしまして、観光コンシェルジュ育成を図るために製作したものでございます。テキストブックは非売品でございまして、2,000部作成し、市内の観光関係者、小中学校等に配布いたしまして、また市民の方々には市内3カ所の図書館で閲覧できるようにしてございます。五所川原、金木、市浦地区の歴史、人物、観光資源の知識向上と観光PRに活用していただきたいと考えてございます。

次に、津軽鉄道の宣伝についてでございますが、津軽鉄道は鉄道雑誌のアンケートでは常に上位にランクされてございます。乗ってみたいローカル線として、多くの鉄道ファンの支持を保っており、特にストーブ列車は冬の風物詩としてテレビで全国に放映されるなど、本市にとって貴重な観光資源でございます。議員先ほど申されました小学館発行の「ビックコミック」が津軽鉄道を舞台に物語を展開していきますコミック「ちゃべ！」が6月から発売になってございまして、8回連載する予定となっております。

「ビックコミック」は、発行部数が67万部で30代のサラリーマンを中心に多くの読者を集めている全国的なコミック雑誌でございます。今回の連載によりまして、津軽鉄道及び五所川原市をPRできる絶好の機会となっております。今後とも津軽鉄道や観光関係団体と協力いたしまして、全国に情報発信してまいる所存でございます。

次に、多重債務者問題についてでございます。近年経済のサービス化が進行いたしまして、クレジットカードが普及し、消費者への金融サービスへのアクセスが容易となったこともあって、問題の内容が複雑化してございます。本市においては、商工観光課を窓口消費生活における各種の相談を行ってございますが、一たん多重債務に陥った場合には法的な手続に基づきまして債務整理を行うほかに解決方法はなく、裁判所との手続等、専門的な対応が必要となるため、多重債務に係る相談があった場合、青森県消費生活センターを紹介し、速やかに相談するよう指導してございます。昨年度の消費生活相談件数ですが、18件ございました。そのうち多重債務に関係するものは3件ございました。多重債務に陥らないためには、みずからが借り入れの必要性や返済能力を十分に考え、計画性と自己管理をもって行うことが大切でございます。本市といたしましては、今後とも五所川原市消費者の会との連携を図りながら消費生活に係る知識の普及、啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） お答えいたします。

御質問の当市の公営住宅において、過去に暴力団によるトラブルの事例があるかについてでございますが、これまでに市営住宅において暴力団員による不法行為等のトラブ

ルは発生してございません。また、県営住宅についても発生していないと聞いております。

あと次に、国は、このたび公営住宅における暴力団排除の指針を示されたが、当市の対応策はどのようになるのかについてお答えいたします。さきの東奥日報でも報道されましたが、国土交通省と警察庁は東京都町田市の都営住宅において元暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、公営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼確保などのため、公営住宅における暴力団排除の基本方針を示され、6月1日付で都道府県と各警察本部に通達しております。基本方針では、入居決定について、同居承認及び入居継承承認について、不正入居が判明した場合の措置について、既存入居者である暴力団員に対する措置について、入居後に暴力団員になった者に対する措置について、また条例による暴力団の排除にかかわる措置を明確にする場合の考え方等について、対応策が具体的に示されており、今後県及び関係機関と協議しながら適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） それでは、井上議員に御答弁申し上げます。

自治体病院機能再編につきましては、議員御承知のとおり、2市4町の議員で構成するつがる西北五広域連合議会において審議、推進されているものでありますことを、まずは御理解賜りますようお願いいたします。それでは、連合事務局から質問に対する要旨が来ておりますので、御答弁させていただきます。

まず、中核病院の財政支援についてでございますが、総務省では平成17年度に自治体病院再編等推進要領を定め、自治体病院の再編、ネットワーク化により医療提供体制の抜本的な見直しを行う地域に対し、不要となった病棟施設などを処分する場合の特別交付税措置や病床を削減した場合の普通交付税措置などの新たな財政措置を講ずることとしております。しかし、現時点では、建設費にかかわる具体的な財政支援については示されていない状況にあります。また、県に対しましては、これまでも市の最重点事業要望事項として要望してまいりましたが、県からは、まずはサテライトを含めた医療機能、規模を早期に決定し、経営シミュレーションを行った上で、圏域の医療や経営についての事情を具体的に提示してほしいとの意向が示されているところであります。これらのことを踏まえ、今後とも国、県に対し、中核病院整備等にかかわる財政支援を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、地方公営企業法の全部適用PFI非導入の再確認についてでございます。地方

公営企業法の全部適用につきましては、平成18年2月に策定した西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープランにおいて、新たな病院経営に当たっては地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、病院経営のために独自の権限を有する管理者を置き、人事、組織、財務など、地方公営企業法のすべての規定を適用して経営する体制をとるとされております。また、P F Iを導入するかどうかにつきましては、自治体病院機能再編成の検討組織であります経営管理等検討委員会及び推進委員会において、その効果、課題を検討したところ当圏域では機能再編成が急がれるという状況を踏まえ、P F Iの可能性調査、事業実施方針の策定、事業者の選定、契約など、相当の期間を要することなどから、P F Iは導入しないとの結論を得たとしており、議員御指摘のとおり、現在も変わっていないものとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） それでは、この場よりの2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、自治体病院の機能再編成であります。市長は体は一つでありますので、この議場でお伺いをさせていただきましたが、力強い決意をいただきまして五所川原の市立病院、そして圏域の金木の公立病院においても、近い間近に改善がまた進んでいくものと確信をするものでございます。

それから、現在さまざまな困難を含めて推進がされようとしております西北五地域における新中核病院建設を初めとした行政側の五所川原市の皆様方を初めとしての努力に敬意を表したいと思います。ただ、残念ながら全国自治体病院協議会によりますと、地方公営企業法の全部適用、すなわち一部適用から全適の導入は1998年から急増して、全国に約1,000ある自治体病院のうち約4分の1で全適が導入をされているにもかかわらず、それでもなお病院事業の経営については大変な困難が伴うということで、先ほど御答弁にありましたように、国からの資金面での方策について明らかにされないことは裏腹に、現在国では積極的にP F Iの宣伝もされているやに感じております。しかし、先ほど広域の方の事務局から方針が変わりがないと、このように明確な御答弁をいただきましたので、そのような立場で本来病院事業につきましては保健衛生行政や一般行政との関係が密接であるために、財務規定のみは適用する一部適用でやってきたという経過もきちんと総括をされまして、現行方針を堅持していただきますように期待するものでございます。同時に、また私ども社会民主党もともに全力でこの計画の推進、成功に向けて頑張っていきたいと考えているところであります。要望にとめます。

それから、2点目の廃棄物の収集、運搬、処理、処分、リサイクルについてでございます。民生部長の方からは、これまでの市当局に対しましてのかかわりの詳細な御説明をいただき、ありがとうございます。ただ、残念ながら当該事業者の動向を私ども社民党も把握をしています中身によりますと、説明会での当該業者の説明資料によりますと災害時、特に地震、洪水などの災害時には行政との話し合いのもとに搬出される廃棄物の処理についてかかわるんだと、非常にそういう点が強調をされましたり、また説明会と前後して住民の同意書なるものを配り、同意を求めていることにつきまして住民の間からも不信の声が上がっております。こうした点について、どうお考えになるか御見解を伺います。

しかも、同意書のあて先とされた事業者は、説明会から19日後に会社が設立をされたばかりか、設立をされた会社の資本金の額は説明会で示された資本金のわずか3%にも満たないという現状がありますが、このような状態で住民に対しての説明会が行われていることについて御見解を伺いたいと思います。

3点目の観光の宣伝についてでございますが、私も観光のテキストを手にとりまして、前段に民間の会社から出た西北、五所川原の案内の大きな冊子もありましたが、それを凌駕する中身であり、しかも今後西北五地域の観光宣伝に雇用を結びつけていく、そのためのテキストだということで十分市当局の皆様方もそのことを意識されて取り組んでいらっしゃることに敬意を表し、その成果を上げられるように期待をするものでございます。

さらには、津軽鉄道の宣伝につきましても私は具体的な社名等は差し控えたわけでございますが、経済部長の方からお話がありましたように、実に30代と言いましたが、私どもの世代におきましてもこのコミック誌につきましても大変支持者層が厚い、それが巻頭でカラーで5月には第1回目の連載を「津軽鉄道四季ものがたり」として始めていますし、さらには「Take it Slow のんびり走ろう！」として、こういう写真集も先週発行された。このことは、本当に経済部長がおっしゃいますように、大変な観光資源になると思いますので、引き続きの宣伝についてよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、1点要望がございます。新幹線の新青森駅開業から数年後には、今度は北海道延伸が始まります。そうしますと、上磯地区に（仮称）奥津軽駅となっておりますが、新駅の設置も浮上をしております。そうなりますと、上磯方面も含めまして津軽半島全体が面としての観光対象になりますので、現在の行政上の津軽半島の東も西も飛び地、合併がなされている。そうした困難をぜひ乗り越える方策について、現在から準備をし

ていただきますように要望をしておきたいと思います。

それから、第4点目の消費者行政についてでございますけれども、窓口で努力をされていらっしゃることは敬意を表したいと思います。従来のごような救済策につきましては、近いものとして社会福祉協議会による生活福祉資金貸し付けの事例がございましたけれども、なかなか全国的にも身近になっていないと、そういうことで金融庁は改善プログラムでもセーフティーネット貸し付け再構築を強調しています。そうしたことも含めまして、現状、確かに五所川原市は司法過疎だから、困難はございましょうけれども、やはり市民にとりましては市役所の身近な窓口で自由に相談ができるということがこの種の問題の大きな改善の突破口になると思いますので、2009年末に向けての引き続きの強化について、これも要望でございますが、お願いをしたいと思います。

それから、最後、市営住宅の入退居問題です。暴力団に関する事例についてはないということで、今後ともこれまで国土交通省は明快な公営住宅の入居に関する、例えば資産状況等に関する指針といいますか、線引きについてははっきりしてこなかったわけですが、この問題を契機として少し明確にしていこうという、そういう考えも出てきているようでございますので、暴力団に対する毅然とした態度はもちろんのことでございますが、公営住宅の入退居問題についても一層の努力をお願いをいたしたいと思っております。

再質問は以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 下岩崎地区の産業廃棄物の処理計画について御説明いたします。

法の規定によりますと、産業廃棄物処理業の許可につきましては、法の規定に基づき、されるものであり、許可の基準に適合するものであれば、許可されることとなっております。このため周辺住民の同意を許可の要件としたり、また許可申請のふるいの要件にすることはできないとなっております。ですから、住民協議会におきまして、住民の同意、その他は必要ないということになっております。

それでは、簡単にいきますかという、この産業廃棄物処理施設を設置しようとする際は、先ほど御答弁申し上げたとおり、環境アセスメントについても県との数回にわたる協議、報告、縦覧等が必要であり、市としてもその設置計画について最低でも数回にわたる意見を県に具申することになっております。その後、環境アセスメントの結果、その地区の環境に影響がない場合、業者と県が許可申請について事前協議を行い、さらにその後法に基づく許可申請を行う手続となっております。これまでの例を見ますと、環境アセスメント及び事前協議が終了するまでは、最低でも5年程度の時間を要するも

のと伺っております。市といたしましては、どの段階でも県から意見を求められた場合、適正な意見を具申し、経過を見きわめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） それでは、適切な御答弁をいただきまして、民生部長には感謝をいたしております。確かに産業廃棄物の最終処分場は、県の管轄で許可もそのような手続で進められることは間違いがございません。しかしながら、現在西北五地方では最終処分場がなく、今後の需要があるという立場で県は臨んでいるということもまた一方であるわけでございます。しかしながら、今回の構想を見ましても規模からいいますと、西北五地域での需要を対象にしたものではなく、やはりそれ以上の規模での構想を持っていると。そうしますと、基本的には、最終処分場は一般的に地域住民にとっては迷惑施設という観点が強く浮上をするわけでございます。そうしますと、地域住民の間では、説明会で既に示されております水処理フロー例の飯詰川への放流に不安の声が上がるですとか、市民の憩いの場であるグリーンバイオ村とも隣接することについての不安、そのようなことが既に出ているところであります。そうした観点からの、また市の適切な地域住民に対するアプローチをお願いをいたしまして、以上要望として質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11時29分 休憩

午後 1時03分 再開

○副議長（三瀨春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番伊藤永慈議員。

○6番（伊藤永慈議員） 一登壇一

誠風会の伊藤です。平成19年第3回定例会において、通告に従い、一般質問をいたします。

市の歳出削減と中心市街地整備計画に関して御質問いたします。最近景気が多少好転しているとは言われておりますが、本県ではそのような傾向は全く感じられなく、県内各自治体は大変厳しい状況が続いております。私は、今後もこの状態が続くと考えております。このことは、五所川原市においても同様であります。このため、市長以下一丸

となって、この難局に当たっていると思います。さて、昨今マスコミ等で経営破綻、つまり再建団体の指定を受けた自治体やそれに近い自治体の悲惨な状況が伝えられており、私も市民の一人としてこれだけは避けなければならないと常に思っております。産業、福祉、教育、その他行政すべての分野において削減のあらしが吹き荒れ、市民がやがて晴れる日を信じてじっと耐えております。私もこれが財政健全化のためであるならば、ここは我慢していただくしかないと思っております。ところで、4月中旬ごろ、NHKテレビの番組の中で、当市の財政と中心市街地の整備計画について少しですが、出ておりました。この計画については、議会等の説明も終わり、既に議決済みであります。また、前成田市長の後、その意思を継承し、当選した平山市長も当然多数の信任を得たことになり、何ら問題はないと思っております。私自身も反対しているわけではありませんが、ただこの番組を見て素朴な矛盾を感じ、そして合併前の事業ということでもあり、確認的観点から質問いたします。合併後、平成17年度当初から平成19年度当初まで、どのくらいの歳出を削減したのか。割合でお答えください。

また、10年間の計画で財政健全化を図るわけですが、この計画期間でどのくらい削減するのかお答えください。同じく、割合をお願いします。

それから、同じく歳入は平成17年度から19年度までのどのくらい減ったのか。その原因は何なのかお願いいたします。

第2に、歳入と蓄え、つまり税収、国、県等の補助金、交付金、またこれらの財政調整基金の好ましい残高など、これからのどのような予想を立てるのかお答えください。

そして、それは、何年後なのかあわせてお願いいたします。これは、人口、産業の変化で変わるとは思いますが、現時点のを想定してお願いいたします。

第3に、今申し述べた財政調整基金ですが、平成17年度当初の残高と本年度当初の残高を改めてお聞きいたします。

第4に、この整備計画に要する総事業費とその内訳、例えば交付金、起債などです。金額でお答え願います。

第5に、この事業に関する経済効果、それに伴う税収など、市の収入をどのくらい見込んで計画を作成したのかお願いいたします。この5番目の質問は、なかなか数字が難しいと思いますが、しかし反面削減はより具体的に、そして大変な苦しさを強いられています。経済効果を優先で考えているはずですので、具体的な数字に沿って作成したはずです。

最後に、この整備した後、どのくらいの店舗数ができるのか。また、この事業の計画の中に観光の部分が見えておりません。観光について具体的にどのような計画をする

のか、あわせてお願いいたします。これらの質問に対しては、なかなか本当に答えづらい部分があると思いますが、よろしくお願いいたします。

この質問の中に、私の先ほど申し上げた素朴な疑問と矛盾があります。現在の逼迫した予算のもと、恐らく同じ疑問や矛盾を持つ職員や市民の方も多いはずで、一生懸命経費削減に頑張り、長期間耐えた結果が健全な財政に必ずならなければならないはずで、繰り返し申しますが、反対しているわけではありません。計画当初から現在までかなり状況が変わっております。これにあわせて、計画を一部縮小し、少しでもほかへ予算を回せないのか、または財政の見通しがつくまで先延ばしするなど、市長にお考えはないのか、どこまでこの予算は正規であり、当初の計画どおり実施するのか。そして、そこに資金を投資した後の財政の見通しはあるのか、最後に市長に御質問いたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤永慈議員の質問にお答えいたします。

まず、大町二丁目地区における土地区画整理事業でございますが、市の重点施策と位置づけ、施行期間を平成16年度から登記完了する換地処分を平成25年までの10年間を予定しており、今年度で4年目となる事業でございます。工事期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間を予定し、昨年度国からの補助事業を事業推進のために土地再生土地区画整理事業からまちづくり交付金事業へ移行しております。平成17年9月に青森県から事業計画の認可を受け、10月には国土交通省より実施計画の承認を得まして、ことしの2月には土地区画整理事業の本格着工とも言えます仮換地指定をしております。全体事業費は、約68億9,500万円を予定し、財源内訳は国庫補助金を27億5,500万円、起債を38億9,500万円、市単独費用2億4,500万円と見込んでおります。進捗率につきましては、平成18年度までの事業費ベースでは約15.8%、今年度末には約32.3%となります。にぎわいと魅力ある中心市街地の活性化を図るため、早期の事業完了を目指して積極的に取り組んでいるところであります。伊藤議員におかれましては、今後とも御指導、御助言のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 伊藤議員にお答えします。

普通会計の決算額の推移を見ますと、歳入では市税は平成12年度52億7,000万円から平成18年度49億4,000万円へ、普通交付税は平成12年度106億8,000万円から平成18年度

90億9,000万円へと年々減少しており、特に普通交付税にありましてはピーク時であった平成12年度から見ると平成18年度は14.8%の減となっております。こうした普通交付税の不足分を補う元利償還分を普通交付税措置される臨時財政対策債ですけれども、平成13年度から発行が始まりまして平成18年度末までの発行総額は55億7,000万円であります。歳出では、扶助費は、高齢社会への進展に伴い、平成12年度が34億7,000万円であるのに対し、平成17年度では47億9,000万円です。37.9%の増加、公債費につきましては数次の景気対策による公共事業の追加のほか、先程述べました臨時財政対策債の発行等により平成12年度が36億3,000万円に対し、平成17年度では44億円で21.2%の増となっております。このように、五所川原市の財政状況は、決算額から判断した場合、歳入面では普通交付税の落ち込み、歳出面では扶助費及び公債費の増大がこのような財政危機の状況をもたらしております。財政調整基金の状況でありますけれども、合併前の平成17年度末におきましては残高が3億1,800万円ありまして平成18年度末残高は14万5,000円となっております。合併後に平成18年度末の残高14万5,000円となっております。また、平成19年度末の見込みにつきましては、平成18年度と同額を見込んでおります。今後の財政運営につきましては、まず平成19年度予算編成に当たって、担当課ごとに所管する事務事業のすべてについて重要性及び行政関与の必要性等を精査し、その再編、整理、統合、継続、廃止、拡充、縮小を検討の上、総体として一般財源を対前年度比10%の削減を目標に編成いたしました。しかし、既に事業量の減少によって歳出削減をすることは限界に達しており、平成20年度以降は事務事業そのものを存続するか廃止するかの判断を行うものとし、行革推進本部においてすべての事務事業の見直しを実施いたします。

なお、事務事業の見直し、事業分類結果は、市のホームページ等を通じ、公表を予定しております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） お答えいたします。

議員御質問の事業の中に店舗数は幾らほどになるのか、そういう御質問につきまして、中心市街地は本来市民の都市生活の場としてにぎわいが欠かせない場所であります。土地区画整理事業を進めるに当たり、区画整理後の土地利用予定について平成17年10月に個別にヒアリングを実施しております。その第2回目のヒアリング結果では、地権者など、対象となる80物件に対し、従来どおりの利用が44物件、共同利用が3物件、土地賃貸8物件、建物建築後賃貸が13物件、売却予定が9物件、今後検討3物件となっております。

売却予定と今後検討の12物件を除いて85%の地権者の方々が商店街の再生の意欲を見せている状況と認識しております。今年度から建物移転が始まり、事業の進捗が目に見えてくるところであり、商店街の空洞化が起きることがないように商工会議所や地権者の方々と連携を図り、活性化に努めてまいりたいと考えております。

それから次に、事業の施工期間を延長することはできないのかについてでございますが、都市再生事業に関しましては早期完成することが事業効果をもたらすため、長期にわたるほど事業効果が薄れることとなります。市長答弁にもありましたが、大町二丁目地区区画整理事業の工事などを平成18年度から平成22年度の5カ年で完成する目的で、都市再生土地区画整理事業からまちづくり交付金事業に移行しております。まちづくり交付金事業は、事業期間が5年間として自後評価が求められる制度となっており、国にその結果を報告することとなっております。立佞武多の館の集客力や津軽自動車道の各インターからの市街地へのアクセスを確保することで商業圏が拡大し、さらに平成20年度新青森まで新幹線開業など当市を取り巻く環境も追い風に変化しており、市経済の活性化につなげるためにも事業を推進すべきと考えております。

以上です。

○副議長（三潟春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

土地区画整理事業の経済効果ということでございました。中心市街地の活性化には、土地区画整理事業等、市街地の整備改善のほか商業等の活性化を一体的に推進することが不可欠であります。本事業により経済効果を得るためには、これまでTMOごしょがわらを中心に検討されてきた各街区における活性化プロジェクトの実現化が図れることが必要であります。当活性化プロジェクトは、区画整理事業の施行区域4.4ヘクタールが集客施設と言えるテーマパーク型のまちづくりを目標にしてございます。プロジェクトの実現が図られれば、立佞武多の館の年間約20万人の観光客と多くの人を呼び込み、にぎわいを取り戻すことをねらいとしてございます。経済効果につきましては、プロジェクトの内容を深めながら実施について検討を進めていく必要がありますことから、具体的な試算を行うには至ってございませんけれども、さきに述べた集客が図られ、中心市街地において買い物や飲食をしていただくこと、空き店舗の解消による税収の増等を勘案すれば、市全体に相当の波及効果があるものと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（三潟春樹） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） この事業なんですけども、全国でどのぐらい利用して、成功し

た事業、何件あるか、もしわかる範囲でお答え、お願いしたいと思います。

TMOの話出たんですけども、私TMOというの、私もわからなくて、インターネットでちょっと調べてみました。それを見ますと、商業地の活性化、タウンマネジメントを行う機関ということで、主にTMOとは中心市街地における商業、まちづくりをマネジメント、運営、管理する機関とあるんですけども、それについて評価が出ておりまして日本においてTMOの導入された根拠法である中心市街地活性化法は見直しの結果、2006年6月に新法に衣がえされた、つまり中心市街地活性化策が功を奏しなかったことは国も認めている。もちろんTMOにすべて責任があるわけではないが、それに盛り込まれた地域担当のTMOにおいて、当初の目的を達し、成功しているとは言えない。むしろ全国各地の実例を見ると、2005年現在においてほとんど機能していないという、こういうインターネットで見れるんですけども、その機能していない理由ということで7項目あるんですけども、1項目が大型店との商業との厳しい競争の商業を取り巻く環境は厳しく、衰退に抗しがたかった。2に、TMOには、利害関係者の合意形成など、高度な能力が求められるが、マネジメント能力を有する人材が乏しかった。TMOにおいて、自主的な収益事業を行う財源を持たず、市町村行政の商業化、事業を下請する機関となってしまったと、いろいろ機能しない理由、五所川原市はそうだとやっているわけではないですけども、全国的にそういう、それなりにそういう市側でそれに頼るといふか、もっと専門的な分野で調査をしながらこの事業を進めるのが大切なのではないかと私は思うんですけども、その点お願いします。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、TMOの部分の中では、確かに失敗された方とかもあらうかと思いますが、ただ今TMOごしょがわら、うちの方での部分につきましては、平成12年に立てました中心市街地活性化計画と、その中でTMOが果たす役割ということで活性化施設の整備のプロジェクト、要するに立佞武多の館のほかの中で今やっていく4.4ヘクタールの部分の中をいかにしてどういうものを建てるかということがTMOの仕事でございます。その中で、私ども申し上げましたとおり、それを当てにしているというのではなくて、その地域の方々が自分らの住むまちをどんなふうに変えていきたいかということのお話の中を私どもは受け入れていくということでございます。

それから、中心市街地活性化そのものも今年度の部分の中から新たに総理大臣が認定するという5年スパンの部分の中が今これから今年度予算をつけていただきまして、コンサルの部分の中でこれから市の申請というふうな形で向かっていきたいというふうに

して考えてございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） お答えいたします。

この区画整理事業の成功した例はあるのかと。全国的に、どれくらい例があるのかということにつきましては、ちょっとその数までは把握してございませんが、五所川原市において区画整理事業というのが現に3地区整備されてございます。駅裏地区でございます。それから、青森、弘前においても大分この区画整理事業が進んでございます。

なお、この事業の成果というのは、平成16年度から事業が始まりまして、平成18年度、前年度から本格的に着工し、これから22年度までにかけて道路整備及び建物の移転等が完了するわけですが、これからその成果が見えてくるものと思っております。

○副議長（三淵春樹） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） 私が言いたいのは、区画整理事業はみんなほとんど知っているんです。ただ、その後の経済効果とか、どういうふうにあの大町が基幹産業がどういう取り入れられて、どういうふうにはっきり言えば、その観光面が見えないんです。その辺を強く要望します。財政とか、今いろいろ聞いたわけですが、はっきりしているのは当初の事業を計画したときの当初の財源と現在の財源とは本当大分変わってきているということがわかったわけです。総事業費は、約69億、そのうち借金としての直接の負担は合計で41億4,000万、これは全体の60%を占めているわけですが、さて話を戻します。市役所で各課では、1,000円単位で本当に困っております。これからまた1割カットときょうさっきの質問で聞いたわけですが、1割カットした後、また事業の見直しをするということですが、今現在金木地区ではあした加藤議員が質問するわけなんですけれども、防災無線が何カ所か故障したままで、それを廃止すると。また、既に体育館が廃止になりました。その他、また地域の貴重な伝統芸能を継承するための子供たちの補助金も廃止になりました。これは、ごく一例で、まだまだ本当にあります。それに、ただいま金木だけの例を述べましたが、これは市全体においても同様のことであります。恐らくこれらにかかる経費は、1万円とか50万くらいのものでしょう。私は、これ以上何も申しませんが、市長に、私も今までこれまで述べた数字を見て、もう一度ゆっくり考えてほしいと思います。この事業を進めて、経済効果、本当にあるのであれば、まず行政サービスを低下させてでも再建団体に本当にならないのであればと、本当に思います。市民は、かたずをのんで、本当に心配しています。その辺をもう一度考えて、答弁をお願いします。

○副議長（三瀨春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤永慈議員の御心配もわかります。総体の予算で約69億円、今市の単独を2億4,500万ということで、この厳しい財政の中で本当に大丈夫なのかという御心配のことと思いますが、この計画は最初の健全化をつくった段階からもう既に盛り込み済みでございまして、伊藤議員も御承知のとおり、やっぱり事業運営費、市の財政の健全化を図りながら市のにぎわいも求めていく必要があると。当市で一番大きな問題の一つは、やはり雇用の問題もございまして、最新の数字、ちょっとまだ把握しておりませんが、県の雇用状況も0.43、下から2番目、その中であって当市の有効求人倍率、たしか0.24から0.3ぐらいの間にあるのかなというふうに思っています。先ほどの質問にもございましたが、立佞武多を活用した雇用の創出事業とか、やはり今の大町の再開発にいたしましても私としてはジャスコでもない、エルムでもないし、また心の和らぐような、そういうまちづくりをしていただくことによって雇用創出としての効果もあるのかなという思いもございまして、これからいよいよ今年度から事業実施に入りまして、これまでの建物を撤去し、新しく道路をつくり直し、新しい店舗をつくっていくということも考えますと、すべてが行政の予算ではないんですが、これからは民間のそれぞれの力で新しい経済効果も出てくるのではないかというふうにも思っております。確かに財政困難でさまざまな事業をやめておりますが、できるだけ3年、平成22年度までにはこの事業を完成して、一つ先ほどの伊藤議員の質問の中にもありましたように、観光客のためにもなるようなまちづくりをしてまいりたいと。総体的に五所川原市の発展なり、税収の増につなげていければというふうに思っております。新しいまちづくりについては、議員皆様方の新鮮な切り口なり、そしてまた御提案をいただければ、大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終わります。

次に、1番花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

平成19年第3回定例会に当たり、日本共産党の花田進が一般質問をさせていただきます。質問の第1は、市民税を初めとした住民税の負担についてであります。小泉内閣5年間の間に、定率減税の半減、そして廃止、配偶者特別控除部分廃止や高齢者控除廃止などで5兆2,000億円余りの増税を実施しました。

一方、大企業や大資産家へは2兆9,000億円余りの減税を実施しております。税の応能負担の原則に反する逆立ち税制が行われており、ここを正さないと市民の生活は大変であります。今年度の税制改正では、定率減税の廃止や住民税の税率が一律10%になり

ました。全国的には、1兆7,000億円増税となり、増額が主に大企業向けの減税に向けられることになっています。政府の弱い人から税を取り、それをもうけている企業の減税に向けるという施策は納得できるものではありません。当市でも税務課に市民税の納付通知書が渡ってからたくさんの方が質問に訪れ、問い合わせしております。当市では、市民などが約2万800件余り影響を受け、市民税では3億2,000万円の負担増となり、県民税も含めると5億3,000万余りの負担増になります。総務省や市の担当者は、国と地方の財源移譲によるもので、所得税と住民税の合計額は変わらないと言っております。本当にそうでしょうか。税源移譲による負担変動のモデルケースには、既に定率減税廃止による増税を含んで試算されているもので、定率減税の廃止による増税は明らかであります。これによる影響は、当市では2万700件を超える人たちが増税となり、市民税で7,800万円、県民税を含めると1億円を超える増税となっております。市民の実際の例で申し上げますと、70歳のKさんは、夫婦2人暮らしで年金で生活しています。住民税が平成18年度は5万8,300円、ことしは11万1,200円と年金が減っている中で、昨年と比べると2倍になりました。また、日雇い労働者の40代のTさんは、18年度が1万4,400円、19年度が9万円と6倍以上になりました。中央では、景気が回復しているようではありますが、ここ五所川原では仕事がない、給料が減額、物が売れない中で税の負担だけがふえる。さらには、各種の住民サービスの廃止や削減、市民にとっては三重苦が続いております。

そこで、市長にお伺いします。このような市民の負担増を市長としてはどのように考えておられますか。また、総務省の資料によりますと、いっぱいパンフレットが出ておりますが、このように書かれております。「財源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。これにより住民はより身近で、よりよい住民サービスを受けられるようになります」とあります。当市では、本当にそのようになるのでしょうか。このような増税が市民の負担増となっている中、少しでも市民の負担を軽減する、特に高齢者や低所得者に配慮すべきであります。地方税については、各自治体が独自に減免措置を定めることになっており、例えば川崎市では65歳以上の年金生活者で扶養家族1人の場合、約270万円まで無税となっております。先ほどのKさんがもし川崎市に住んでいるとしたならば、住民税の負担はほとんどないこととなります。当市では、所得税と住民税の控除の差額を基本とした、これは全国一律の控除政策のようですが、人的控除の差に基づく負担増の軽減措置がとられております。質問ですが、この制度を適用し、納税通知書で税額控除がされているのでしょうか。その場合の当市の減免額は幾らになっているのでしょうか。また、この制度の市民への周知はどのように行われてい

るのでしょうか。

次に、市民が三重苦に苦しんでいる中、既存の控除制度を利用した負担軽減に取り組んでいる自治体もあります。それは、要介護者の障害者控除を認める道であります。例えば岐阜市では、これまで市長は「障害者控除と要介護の認定基準は別」という立場で、認定書の発行を一貫して拒否してきたそうではありますが、市民の要望を認め、障害者控除の事務処理要項を策定し、対象者全員6,200人に通知し、3,200人を超える人たちが申請し、認められたそうです。全国的には、ほかにもかなりの自治体で行われており、ホームページを検索すると幾つもの事例が出てきます。要介護者が障害者控除を受けることができますと、一般障害で住民税のレベルの控除で26万円、特別障害者で30万円ですが、同居特別障害者の場合には、さらに状態にもよりますが、56万円から88万円の控除が追加となります。現在当市では9人ほど認定されているようですが、今後積極的な認定方針をとられるよう要望いたしますが、いかがでしょうか。お答え願います。

質問の2番目は、公立金木病院についてであります。公立金木病院が救急指定病院を取り消し、既に6カ月目に入りましたが、病院の医師確保の状況などについて教えてください。

また、私は、339号線沿いに住んでいますが、最近金木方面からの救急車が多いように感じております。西北中央病院の具体的な患者搬入の状況などはどのようになっているか、具体的な数字でお知らせください。

さらに、当市は、合併により二つの自治体病院を抱えております。それぞれ運営の主体は違いますが、病院の最高責任者は平山市長であり、当市は西北中央病院の拠出金4億5,000万、公立金木病院負担金2億7,000万円余りを支出しております。しかし、両病院間に医療体制での連携等はほとんどないように見受けられます。発想を変え、両病院の医療体制での連携を構築するならば、新しい方向が出てくるのではないかと考えます。このような方向を模索する用意があるかお伺いいたします。

質問の第3番目は、学校へのAEDの導入状況についてです。AEDとは、心臓の突如の停止の際に、電気ショックを与え、心臓の動きを取り戻すことを試みる医療機器のことですが、この機器の設置により助かった人がテレビなどでも報道されております。先般五所川原第一中学校のPTAの資料を見せてもらいましたが、何とこの機器を協賛事業寄附金で購入とあります。これだけではありません。当初予算に予算要求しましたが、削られた授業用パソコン20台などもありました。一中は、新築校ですので、そのようなことも可能かもしれませんが、他の学校はどうなっているか大変心配になりました。教育予算の削減が学校運営に支障を来し、父母の負担もふえていると聞きます。教育予

算全般については、別の機会に譲るとして、AEDの導入状況と今後の導入計画についてお聞きします。

質問の第4番目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる自治体財政健全化法案が衆議院を通り、今参議院で審議されています。この中には、四つの指標が示されており、北海道新聞によると、総務省は2005年度決算を対象に各自治体に試算を進めさせているとありましたので、当市の場合はどのような数値になっているかをいち早く知りたく、質問しました。ところが、担当課では、そのような指示は来ていないということでしたので、細部部分は前提を設けてもよろしいので、わかる範囲でお知らせ願いたい。特に当市は、総務省から財政部長を呼んでいるわけですから、最新の情報で試算できるのではないのでしょうか。これまで実質赤字比率が20%にならないために、財政健全化計画を策定してきたわけですが、法案が通過すれば、今後は国保会計などの全会計を含めた連結実質赤字比率、借金など市債の発行を制限する実質公債費比率、さらに第三セクターや公社なども含めた将来負担比率を2009年度から公表することになります。

なお、実質公債費率については、2006年度から公表が始まっていますが、起債制限等の指導を総務省から受けているのかお尋ねします。これらの指標には、自主再建基準となる早期健全化基準と国の監督を受ける、いわゆる夕張のような自治体になる財政再建基準が設けられることになっています。具体的な指標については、秋以降になるようですが、当市がそのような基準にならないようにすることは多くの市民の願うところであり、同時に、この基準を下回っているようならば、単に緊縮財政を言うだけでなく、総務省が言うようによりよい行政サービスの提供もしていくのが市長の手腕ではないのでしょうか。お答えをお願いします。

以上、答弁をよろしくお願いたします。

○副議長（三淵春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田進議員にお答えいたします。

まず、住民の負担増をどのように考えているかについてお答えいたします。平成19年度から税源移譲により所得税と住民税の税率の改正が行われました。地方分権を進め、地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うため、国から地方へ3兆円の税源の移譲が行われます。当市においても平成19年度予算では、市民税は約4億円の増収を見込んでいます。

なお、税法の改正は、税源の差しかえであり、所得税と住民税を合計した住民の負担

は、基本的には変わらないように改正されておりますが、税源移譲とは別に景気対策として導入されました定率減税が廃止されることによる影響はあると思われまゝす。そのため、住民への周知としてカラー印刷されたパンフレットを全世帯へ2回配布するなどの広報活動を行い、住民の理解を得られるよう努めてきたところであり、何とぞ御理解のほどお願いいたします。

次に、金木公立病院の救急指定再開についてお答えいたします。先ほど井上議員にも申し上げましたが、公立金木病院の救急指定の撤回につきましては、御心配をおかけしております。救急指定につきましては、平成18年12月末において内科医1名、外科医2名、嘱託医1名の4名となることが見込まれたために、本年1月より救急指定の撤回を決断したところであります。この状況の中で、医師確保につきましては、青森県に対し要請するとともに、県選出国會議員等にも要望書を提出するなど、懸命な取り組みの中で本年1月には婦人科医1名、2月には内科医1名、今月1日より内科医1名の確保ができましたことにつきまして、今月1日に行われました病院議会懇談会において報告があったところでございます。全国的に医師不足が叫ばれ、非常に厳しい状況ではあります。今後とも救急指定の早期再開に向けて、さらなる医師確保に全力を挙げるとともに、市民の皆様への御期待に沿えるよう頑張っておりますので、花田議員におかれましても御支援、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 花田議員にお答えします。

まず、人的控除額の差に基づく負担増の減額措置の件数ですけれども、こちらの方は2万741件、税の控除額につきましては5,607万円となっております。既存の減免制度の考え方ですけれども、こちらの方については税の減免は病気やけがのために一時的に担税力を喪失した納税者に対し、税負担の免除を行うための措置として設けられている制度であります。租税負担の公平の観点から、その適用にはほかの納税者との負担の均衡を失することがないように考慮し、分納、徴収猶予によっても納税が困難であると認められる場合に限り、減免をするものであります。当市におきましても納税者の個別の事情に即し、対応しておりますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

続きまして、自治体財政健全化法案の4指標についてでございますけれども、この法案において実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率、この四つの指標が示されておりますけれども、連結実質赤字比率及び将来負担比率については本法案で初めて示された指標であるため、連結実質赤字比率は普通会計、公営事業会計及

び公営企業会計を加えて積算いたしました。ただ、この将来負担比率については、分母に標準財政規模を、分子に将来負担額による比率とされておりますけれども、将来負担額をどこまでとらえるかというところが非常に難しいところがございます。一部事務組合、広域連合、公社、第三セクターを含めて、一般会計等の将来負担が見込まれるもの、この将来負担額のとらえ方によっては数値が大きく変動してしまうということです。現時点での積算は困難と考えております。四つの指標ですけれども、2005年度決算、普通会計の実質収支額は黒字であるため、実質赤字比率はゼロになるんですけれども、実質収支比率としましては1.3%、連結実質赤字比率については国保医科、歯科特別会計でのみ赤字となっておりますので、0.51%、実質公債費率については17%となっており、また18年の公債費率についても18%を切ることから、議員御指摘の起債制限を受けているかどうかについては受けておりませんということになっております。これに対して、今後の取り組みについてですけれども、まず地方公共団体の財政の健全化に関する法律、新しい法律の目的については地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することと定められております。地方公共団体の新健全化法において、健全化指標の公表は、法律公布後1年以内とされ、平成19年度決算からの適用とされる予定であります。指標基準等については年内秋ごろに政令で制定されるということでしたので、確認次第、また情報を入手次第、早期な時期から公表に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本法律の大きな特徴としては、普通会計から地方公営企業及び外郭団体へと財政状況の監視対象を広げております。これを踏まえ、今年度新たに特別会計の財政計画を策定するとともに、公営企業会計の経営計画書の見直しも検討したいと考えております。これによって、財政健全化と地域経済の発展、この両立を目指していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 要介護認定者の障害者控除の認定についてお答えいたします。

介護保険の要介護認定を受けている方で、身体障害者手帳などの交付を受けていない方については、障害者控除を受ける場合は所得税法、あるいは国の通知に基づきます障害者控除対象者認定書の添付が必要でございます。当市では、福祉部介護福祉課におい

て申請を受け付けいたしまして、該当する方に認定書を交付しております。市町村合併後の認定書の交付状況についてでございますが、平成17年度10件、18年度は9件となっております。これまでは、担当課において特に積極的な周知はしてまいりませんでした。該当する方々の税負担の軽減を図るためにも関係部局と協議しながら税の申告時期に合わせ、広報紙やホームページ、あるいは介護保険事業者への周知をするように努めてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 花田議員のAEDの設置についてお答えいたします。

現在市立小学校18校、中学校7校への自動体外式除細動器、いわゆるAEDの設置についてはございません。ただ、今花田議員がおっしゃったように、五一中で協賛事業で購入したということについては、まだ報告把握しておりませんので、この後確認しますので、御了承ください。消防本部によりますと、管内では、救急車が現場へ到着するまで通報から平均5分要しており、心停止後3分で死亡率50%、また心停止後1分、除細動がおくれるごとに約10%救命率が減少すると言われております。さらに、心停止後4分では、脳に障害が発生すると言われ、脳障害を起こさずに救命するためには心停止後4分以内AEDによる早期除細動を行うことが必要であります。AEDの使用につきましては、平成16年7月から医師や救急救命士など、医療従事者だけではなく、一般の住民でも使用可能となり、議員御質問のとおり、AEDの必要性は十分認識しているところであります。今月17日開催の虫おくり健康マラソンの際には、AEDの1台を借用し、準備する計画でありますので、御了承ください。今後導入に際しましては、1台数十万円かかり、全学校に導入する場合には数百万円の経費が見込まれますことから、当局との調整を図りながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 西北病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） それでは、花田進議員にお答え申し上げます。

まず最初に、西北中央病院の救急車による急患の搬入状況でございますが、公立金木病院は平成18年1月1日に救急指定を撤回したところでありますが、議員御指摘の西北中央病院の救急搬入の状況を見ますと本年1月から4月までの累計では510件、昨年同時期では492件となっており、全体としては大きく救急件数がふえているということはないようであります。しかしながら、消防署別に見ると、金木消防署及び中里消防署の救急搬入が相当数伸びていることから、今後公立金木病院の救急指定撤回が長期間にわ

たれば、西北中央病院の医師の負担が少なからず増加してくるものと思われます。

もう一つでございますが、同じ市にありながら連携していないが、連携を行うことにより、よりよくなるのではないかという御質問でございますが、西北中央病院と公立金木病院との連携についての御質問であります。以前から医師同士においては応援、協力関係にあり、今後地域連携パス等を通じて病院相互のさらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三瀨春樹） 1 番。

○1 番（花田 進議員） どうも御答弁ありがとうございました。

住民税のことについては、私ホームページなどを見たんですが、どうも人的控除というのはよっぽど税を知らない、あのホームページを見て、ああ、こういう制度なのだとことをわかる人は100人のうち2人ぐらいじゃないかと思しますので、事例を挙げて、例えば年金者の場合で、奥さんがいて障害者がいると、こういうふうになるんですよとか、減税になるんですよとか、事例を挙げて書いてもらわないと、なかなかわかりづらいということを感じましたので、そのことを一つお願いしたいと。

それから、当然私の例でも6倍になった方がいるわけですから、日雇いなので、去年の所得についてはもう使ってしまったら、ことしの所得から9万円払うわけで、もし日雇いの道がなくなると払えないという人がたくさん出てくる。そうすると、強制執行とか、取り立てになるわけですが、ぜひ納税の緩和措置を寛大に使って、庶民に無理な支払いがないようにお願いしたいということでもあります。

それから、障害者控除については、今後認めないという発言はなかったもので、ぜひ来た方には、それからできれば広報紙や何かで宣伝していただければ、大変いいのではないかとこのように思います。特に寝たきりの人なんかいろいろ家庭は大変なわけで、その人たちが100万近くの控除を受けると10万円の住民税の減税になるわけですので、そういう措置は市が独自につくる制度でないもので、できるわけです。税務の控除を使ってできるわけですので、ぜひ認定を広めてほしいというふうに思います。

続きまして、公立金木病院の問題ですが、そんなに救急車がふえていないと。井上議員に対してもそういう答弁で、私に対しても若干ふえているけれどもという答弁でしたけれども、やっぱり西北病院がまた忙しくなって医師が大変だと。もうこんな病院にはいられないというふうになると、金木病院の二の舞を西北病院がすることになるわけですので、やはり早急に医師確保なりして、病院の再開をお願いしたいというふうに思っております。これは、お願いであります。特に連携については、自然発生的というので

はなくて、私3月の議会でも申し上げましたが、マスタープランの中でサテライト、周辺の病院をどう位置づけるかということをしかりやって、どういう病院にしていくのかということをはっきりさせないと、なかなか救急病院再開というふうにはならないんじゃないかという危惧を持っておりますので、新聞によりますとマスタープランの再検討をしているという記事もありましたので、その辺を早急にやって、今後の方向を明らかにしていただきたい。

それから、AEDについてですが、1台数十万という話、多分出るだろうと思って、私インターネットで調べたんです。一中では、ここでは価格言えませんが、そんな数十万じゃなく、価格が出ておまして、一般的な取引価格のようですが、台数がまとまったりするとAEDは今20万円台で買えるという書き込みがいっぱいありました。特殊な高級なテレビモニターで見るとか、そうなると80万円とか70万円しますが、そうでないようなものについては20万円台で買えるということですので、1台で買うと高くつくかもしれないですが、やっぱり予算として持って、そういう措置を安く買いながらしてほしいというふうに思っております。

それから、財政の健全化については、具体的な質問は後にしますが、いずれにしても2005年度でいくなれば、そんなにひっかかるような基準値は出ないんじゃないかという答弁でありましたので、今後2006年、2005年は今後の問題にはならないわけで、9月に行われる決算とかを見ながらやっぱり単に締めつけじゃなくて、どこまで許されるのかということをはっきりしていかないと、どういう思い切った政策をしていくのかということが出てこないと思うんです。やることは、ただ大町の再開発だとか、ことしは、旧公民館を壊す、億単位で出てくるのはそういうハードの話ばかりです。もっと住民サービスという観点に立って、どこまで許されるのか。特に教育の問題も含めて、実際できる住民サービスの金額を早急にはじき出していかないと、五所川原に住んで本当に閉塞感だけが残ると、そういう町では今総合計画つくっていますが、ただ人口が減ってしまうということになるわけですので、人口がふえてこそやっぱりすばらしい町なわけですから、そういう視点からも早急にデータを追いながらどこまで許されるのかということをご進めていきたい。特に何度も言いますが、ことし21億円の借金しょっていますが、返すのは48億円という大変な過去のツケを今大変な状況になっているわけで、それを短期間にやろうといたって、住民に対して負担だけがふえるわけですから、やっぱりそれらの返済を借りかえ制度も利用しながら何か4月、3月の定例会では国の方針がまだ明らかでないので、借りかえ制度を具体的にこういう金額には具体的に示せませんという回答でしたが、そういう借りかえもしながら市民に対する要望を満たすような予算を

どうつくっていくのかというめどを早急につくっていただけるようお願いいたします。最後の問題については、特に市長に最後、御答弁をお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の、確かに御心配のとおりでございますが、当市の財政状況を見ますと年間予算250億円ぐらいでとんとんぐらいになるのかなという感じで、あと10億円から20億円ぐらい当初予算から節約しなければならないというふうに思っております。やはり収入と支出のバランスを考えた場合、プライマリーバランスを回復するためには、あと20億円ぐらい節約する必要があるというふうに思っております。ただ、大きな事業だけで、本当の市民のための細かな事業がないというお話もございますが、今の旧市民文化会館の解体につきましては、これは市の単独予算の伴わない形での事業でございます。できるだけ市単独の予算を使わない事業ですのために、一つなるような事業をやっていきたいというふうにも思っております。いずれにいたしましても、今の自治体病院の再編成の問題なり、し尿処理場施設の問題なり、大きな事業がありますので、そういう大きな事業で市民生活に非常に大きな影響を及ぼすような事業は、ぜひとも間違いなくやっていきたいと。そのためにもやはり早期に財政の健全化を図っていく必要があるのではないかという決意で取り組んでまいりたいと思います。議員各位の御協力をひとつよろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時10分 散会

平成19年五所川原市議会第3回定例会会議録(第3号)

議事日程

平成19年6月12日(火)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 渦 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者(29名)

市 長	平山 誠敏
副市長	山田 晴雄
総務部長	三上 裕行

財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
会 計 管 理 者	中 村 健 治
金木総合支所長	福 井 定 義
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	平 山 耕 一
事 務 局 長	
水 道 事 業	工 藤 勝
所 長 心 得	
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	高 橋 俊 昭
事 務 局 長	
選挙管理委員会	川 浪 太刀男
委 員 長	
選挙管理委員会	三 上 隆
事 務 局 長	
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会	鈴 木 正 徳
事 務 局 長	
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
市 民 課 長	長 尾 晶 子
家 庭 福 祉 課 長	中 野 博 之
農 林 水 産 課 長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

◎職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	橋	満	直
次			長	岩	川	静	子
議	事	係	長	小	林	耕	正
庶	務	係	長	飛	鳥	順	一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成19年第3回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

第1点目の質問は、雇用問題についてであります。五所川原市地域の常用の有効求人倍率は、平成17年度平均0.24倍、平成18年度も同じく0.24倍と全国最低水準の青森県の中でもさらに低い数字となっており、非常に厳しい雇用情勢となっております。従来の出稼ぎ者に加え、若年者も県外への季節期間就労につかざるを得ず、地元でも就職先の確保が急務となっております。こうした状況に対し、新五所川原市では130万人以上の集客力を有するまでになった立佞武多を観光振興の中核に据え、さらに金木町の斜陽館、市浦村の十三湖周辺にある安東水軍の遺跡群などの観光資源を総合的に生かした新たな雇用の創出を目指し、地域の再生を図ろうとしております。

そこで、第1点は市で計画した雇用創出事業計画に基づいて設立された五所川原市雇用創出協議会のその概要と目的はいかなるものか、また今日までの事業進捗状況はどうであったかお伺いいたします。

第2点は、五所川原市雇用創出協議会における今年度の事業見通しと雇用創出の見通しはどのようになっているかお伺いいたします。

第3点は、雇用創出協議会の事業で昨年度、黒米やツクネイモの巻きずしが注目されたそうではありますが、この地場産品の活用による雇用拡大にどのように結びつけようと考えておられるかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、農業活性化についてお伺いいたします。五所川原地域の農業を取り巻く状況は、10年前と比較すると農業就業者はおよそ1,300人減少し、これは旧

金木町の農業就業者がそっくり減少したことに匹敵されております。さらに、現在の農業就業者の2人に1人が65歳以上の高齢者となるほど高齢化は深刻化してきております。そこで、こうした現状を打開しようと、昨年五所川原農業の活性化を考える会が立ち上げられ、さまざまな意見が出され、今日の課題から大きく七つの提言が出されました。

そこで、第1点目の質問ですが、この五所川原農業活性化への提言に対して、市としてはどのような対応を今後考えておられるかお伺いいたします。

次に、第2点、農山漁村活性化プロジェクト支援についてお伺いいたします。農山漁村で著しい人口の減少と高齢化を食いとめる必要があるとの認識から、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という制度が5月の国会で成立いたしました。公明党の提言で取りまとめられ、成立したものでございますが、その特徴は農林水産の縦割りなく施設を一気に整備できる。また、単に個別の対策及び施設整備などに対する支援制度ではなく、地域の創意工夫を生かして活性化計画、プロジェクトを総合的に支援することにより目標達成のための各種事業の連携及び効率的な事業実施を可能にするという点に特徴があります。そこでお伺いいたしますが、当市では農山漁村活性化についてどのように認識し対策を考えておられるか、今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、大きく2項目についてお伺いいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） ただいまの平山秀直議員御質問の五所川原市雇用創出協議会の概要と設置目的についてお答えいたします。

当市におきましては、有効求人倍率が全国最下位の県内でもさらに低い数値となっており、議員御指摘のとおりでございます。市町村合併後の雇用対策は、従来の個々の雇用対策の枠を超えて、広く農業、漁業、商業、工業を包括したものが求められておりますし、従来の出稼ぎ者に加え、若年者も県外へ流出していかざるを得ない現状では地元での就職先の確保等が急務となっております。そのため、平成17年9月に厚生労働省の単年度事業として地域雇用創造バックアップ事業を受託し、その成果をもって平成18年度からの3カ年事業として地域提案型雇用創造促進事業が採択され、当市における地域雇用創造の核となる産業の新たな雇用創出を促進することを目的として五所川原市雇用創出協議会が設置されました。

また、雇用創造促進事業の事業タイトルは、立佞武多を核とした観光振興を支える中

核的人材観光コンシェルジュの養成事業等の実施による雇用の創出となっております。五所川原市雇用創出協議会として多くの事業を実施するため、市内大町に事務所を置き、事業推進員2名が窓口となって事業を展開しているところでございます。

次に、農業活性化についての御質問にお答えいたします。提言に対する市の対策についての御質問ですが、五所川原農業の活性化を実現するため、6月中に五所川原農業活力推進本部の設置を予定しております。また、その下部組織として、実現推進のための調査、資料等の取りまとめに五所川原農業活力推進委員会を置くこととなっております。さらには、作業部会として農林水産課と商工観光課とで構成する販売力ある農業経営育成部会を、また農業委員会と農村整備課とで構成する集落農地の活用・担い手育成部会を設けて活動を推進してまいります。実務的には、提言の内容に応じた作業班を編成させ、国や県の御助言を得ながら実現に向けて対策を講じてまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

雇用創出協議会の実施事業と成果についてお答えいたします。実施事業といたしましては、大きく分けると観光コンシェルジュ養成事業、観光関連の販売員等研修事業、インターネット利用推進事業、新規創業促進事業、売れる商品開発セミナー事業、協議会求人情報提供事業の6事業があります。内容でございますが、観光コンシェルジュ養成事業につきましては観光協会への委託事業でございまして、昨年度は観光施設従業員の人材育成セミナーとグリーンツーリズムセミナーを開催いたしました。また、市内の郷土史家2人に執筆依頼をいたしまして、観光関連施設で働く方々に利用してもらうための観光と歴史のテキストブック2,000冊の作成等を実施してございます。

次に、観光関連の販売員等研修事業につきましては、ホスピタリティー研修、対面販売研修、県外販売会研修を実施してございます。

次に、インターネット利用推進事業につきましては、求職者を対象とした5回にわたるホームページ作成講習会の開催と拠点観光施設のホームページ作成支援を実施してございます。

次に、新規創業促進事業につきましては、保健所、消防署によるグリーンツーリズムに係る新規創業促進セミナーや建設業30社への経営、労務相談事業を実施してございます。

次に、売れる商品開発セミナー事業であります。専門家による商品開発指導では黒

米、梅漬け、フキのつくだ煮、シジミドリンク等の生産者が品物を持ち寄りまして指導を受けました。また、地場産品を利用した新たな創作郷土料理実習では、県の調理師会の指導でリンゴとツクネイモを使った料理実習を実施してございます。この事業では、黒米がイトーヨーカ堂に採用になり、もうすぐ店頭に並ぶこととなっております。また、郷土料理ではツクネイモの生産者からツクネイモの巻きずしを広めてほしいという希望があり、夏祭り前に関係者に集まっていただきまして試食会等を開いていきたいというふうに考えてございます。

次に、協議会の求人情報提供事業につきましては、ハローワークと連携いたしまして当市の求人情報をホームページ上で提供するほか、事業の紹介、ブログの開設等も実施してございました。

以上の6事業を実施いたしまして、延べ参加者は1,958人、昨年度の雇用、協議会としての雇用目標数は45人のところ50人の実績があり、目標数をクリアしたところでございます。

次に、今年度の事業内容につきましては、先ほど述べました昨年度とほぼ同様でございますが、昨年度観光関連施設の方々に限定して実施してございます観光コンシェルジュの養成事業の人材育成セミナーにつきましては、求職者の方々にも広く参加を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

また、売れる商品開発セミナー事業では販路拡大に意欲的な生産者が参加してございまして、引き続き加工品の販路拡大と地場産品の開発を目指してまいりたいと考えております。今年度の雇用目標数を63人と設定し、ハローワークや商工会議所、観光協会等関係団体と連携を深め、目標数以上の雇用の創出を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、地場産品や郷土料理の開発と雇用の創出についてお答えします。昨年度の売れる商品開発セミナー事業の中の専門家による商品開発指導では、県ふるさと食品振興協会のコーディネーターを講師に、県総合販売戦略課とイトーヨーカ堂五所川原店をアドバイザーにお迎えいたしまして実施いたしました。その中で先ほど申しましたが、黒米がイトーヨーカ堂五所川原店に採用になり、もうすぐ店頭に並ぶことになっており、採用に当たりまして生産者ラベルは県に、調理のレシピ等は保健所に御指導いただき改良を重ねてまいりました。非常に見覚えがよく、買いやすい商品となっております。引き続き地場産品の開発と加工品等の販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、創作郷土料理実習では、県調理師会から講師を招いて農家の方々等が多数参加して実施いたしました。参加者である生産者の方々から、先ほども申し上げましたが、

ツクネイモの巻きずしを市の郷土料理にしてほしいという要望がございまして、これから取り組んでいくところでございます。このような地元食材を使った地場産品の開発や郷土料理の提供は、観光による経済効果を高めていく上で非常に大事でございまして、観光客はもちろんのこと、宿泊施設や飲食店での消費も見込むことができます。それが作付面積の拡大等への波及効果も期待できまして、製品化のための加工施設の整備等での雇用の効果も出てくるものと考えてございます。そのため、今年度も地場産品や郷土料理の開発等に努めてまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

次に、農業関係でございしますが、プロジェクトの支援についてでございます。国においては、議員先ほど申し上げられたとおり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、これを本年5月16日付で公布してございます。その内容につきましては、去る6月6日に市町村に対する説明会がございました。それに基づいて説明させていただきます。まず、この法律の目的でございますが、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることとされてございます。農林水産省が定める基本方針や計画作成基準に基づきまして、県や市町村が義務的記載事項や任意的記載事項を定めた活性化計画を作成できるとされてございます。

対象となる交付金事業といたしましては、活性化計画の目標を達成するために必要な事業といたしまして、定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業、二つ目といたしましては定住等を促進するための集落における排水処理施設、その他の生活環境施設の整備に関する事業、三つ目は農林漁業の体験施設、その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業、四つ目はその他農林水産省令で定める事業、最後に以上の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務となっております。

この交付金のポイントといたしましては、これまで農、林、水を別々に計画を策定し申請してまいりましたが、新たな支援措置ではそれらの縦割りがなく、対象施設間の経費の弾力的な運用と年度間の融通が可能となっております。さらには、国の申請窓口が農政局、林野庁、水産庁と別々であったものが大臣官房のワンストップ窓口申請に申請できるとされてございます。

なお、これらを推進するため、農林水産物、地域資源、新たな手法を活用した九つの戦略を示し、消費者や企業等の外部の力と連携し、地域みずからが考えて行動をして農山漁村の活性化を図るとしてございます。市といたしましても、地域の活性化につなが

るよう、これらを推進するため関係機関と連携を密にし、指導を得ながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 11番。

○11番（平山秀直議員） それでは、再質問をさせていただきます。

雇用問題について、雇用創出協議会の内容及び事業の概要等語る、また昨年度いろいろな事業をやられたという御説明が、詳しく御説明していただきましてありがとうございました。さまざまないろいろと事業が昨年度行われたわけですがけれども、要はこれが端的に言えば五所川原の新たな雇用に結びついたかどうかと、それが非常にやっぱり結果として問われていくわけです。今年度もまた新しい事業が行われているわけですが、それがまた今年度の新たな雇用に結びついていっているのかというところがやっぱり一番重要でして、あれやりました、これやりました、でもやっぱり働く場、仕事は何もふえていねえというのであればやっぱり効果はなかったなと思うわけですが、第1点、質問ですが、この雇用創出協議会の事業予算、これは昨年度の議会でも取り上げさせていただいて活用している国の制度、地域雇用創造支援事業の中でいろいろ種類あるわけですが、パッケージ事業というので行われたわけです。この内容の制度を活用しているわけですが、昨年度の端的に雇用の実績、約50人ほど。でも、これ中身50人というのは短期の雇用もあるんでしょう、恐らく。継続、安定的な雇用ではないんじゃないかなと思います。今年度の雇用実績、目標、先ほど答弁ございましたけども、63人の雇用目標があるというふうにおっしゃっていましたが、この雇用、継続、安定的にきちんと雇用に結びついていくような展開になっていくのかどうか、これが一番の心配事ですが、この点実際の中身としてはどうなのか、それから去年の実績を踏まえて今年度の雇用目標、どういうふうにして具体的に考えているのか、この点を、これだけお伺いしたいなと思います。

それから、もう少し抽象的にもう一点、この雇用の問題を質問しますが、先ほど特産品、非常に評判があったこの黒米、それからツクネイモの巻きずし、これが特産品として注目があって、イトーヨーカ堂でもこの黒米が店頭で並ぶというふうにしてございましたけども、店頭、特産品として売れるのは大変結構なことですが、要は、これがどういうふうにして、加工施設とかで雇用して先ほど答弁ございましたけども、もう少しこれきちんと具体的に雇用としてはどういうふうにして職場がふえていくんですかというところを私知りたいんです。もう少し詳しく御説明していただきたいと思います。

それから、大きく次に農業活性化についての質問ですが、第1点ですが、

五所川原農業活性化への提言、これ議員の皆様にも何かまとまった、こういう黄色い冊子の、これ、議員の皆さんたち読んでいらっしゃるんですけども、私も読ませてもらいました。これで七つの提言、これがあるわけです。先ほど今年度七つの提言に対する推進体制を組むんだというふうにして答弁ございました。五所川原農業活力推進本部と五所川原農業活力推進連絡会議、こう二つ大きくあるわけです。何かことし、今年度からやるということですけども。要は私が話しているのは、こういうふうな活性化に関する農業のいろんなセミナーとかでまとめたもの、今日までもいっぱい出てきたわけですけども、本当に見るたびに、今の現状の農業状況を見るたびに絵にかいたもちにならないかということが一番心配なわけです。ですから、せっかくこういうふうなのを出されて七つの提言、これを具体的に推進本部連絡会議、この体制で市長を先頭にして、この農業活性化について具体的に市長が音頭をとって、本当にやる気があるのかと、この辺をまず市長のお言葉でこれをお聞きしたいなと思うわけです。そうでないと、やっぱりいろいろとセミナーやったり何だかんだやって頭ひねってまとめたけども、効果がいまいちだなというふうなことをまた言われます。農家の人たちが、さらにまた失望感がわくわけです。ですから、これやっぱり新五所川原になって新たな農業の活力のためにこうやっていくんだという思いを、新たな体制を組むわけですから、その辺の意気込みというか考えというか、その辺をお伺いしたいなと思います。

それと、もう一点は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これ国の方から、ついこの間説明があったと思います。私もこの支援交付金というの中身読ませてもらいました。先ほどの答弁は、この中身のことを、制度の中身のことをずっと話ししていたわけですけども、その制度の中身から五所川原は何を交付金の目玉として取り組んでいく考えなのか。定住促進プロジェクトとかUターンどうのこうの、推進プロジェクトとか地場産品の活用創出プロジェクトとか、こうあるわけですけども、そういう種類の中で五所川原の特徴を活かして農業活性化プロジェクト支援交付金をどう活かしていくのか、活かす気があるのかどうかからですけども、活かす気があるのか。活かすとすれば、その中で五所川原としてはまずこれとこれに交付金として使っていくんだということをお尋ねして2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 平山秀直議員の御質問にお答えいたします。

五所川原農業活性化への提言は、五所川原農業委員会が中心になってまとめていただいたものでございまして、七つの提言、これを具体化するために今月の20日、五所川原農業活力推進本部を設置する予定といたしております。その本部長として、不肖、私に

なりますが、ただいまの皆様方お聞きのとおり農業を取り巻く現状は非常に厳しいものもございまして、議員のお話にもありましたように後継者もかなり高齢化してきていると。それと、私個人として今農業を取り巻く環境も非常に大きな曲がり角といえますか、変化のある非常に大事な時期ではないかと思っておりますので、ぜひこの提言をもとにして五所川原農業を再び活力のあるものとして再生させていきたいと考えておりますので、平山議員にもよろしく御提言賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

雇用の場に継続的に安定的に結びつくのかということでもございました。市といたしましては、そうなるような形で一生懸命頑張っておるんですが、それにつきましてもハローワークとの連携で常用雇用できるように何とか頑張ってお願ひして、企業の方にもお願ひしてまいりたいと思っております。

それから、黒米、ツクネイモ、これからどんどん地場産品というのを開発して研究してまいるという予定でございます。ただ、これらについては生産するという場合は、生産の部分の中でも雇用が出てくるものと。それから、できたものを販売することになりますと販売員とか、それから加工施設、それらの部分の中でも雇用の効果が出てくるものと期待をしております。そのためにも頑張ってお願ひしたいと、よいものをつくって販売してまいりたいと思っております。

次に、交付金の目玉として取り組んでいくつもりかということでもございました。先ほど申し上げましたとおり、この交付金につきましては6月6日に県の説明会があったばかりでもございまして、本年8月からの施行ということで補助率が確定されてございません。ただ、事業の計画は原則3年であるということの中で、これからはいかにして市の目玉となるような形で取り組んでいくかということをお諮りとかにかけまして協議しながら進めてまいりたいと考えてございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） 11番。

○11番（平山秀直議員） 3回目の質問というわけじゃございません、答弁は結構でございます。今回の質問、大変二つの問題、雇用問題にしる、農業の活性化の問題にしる、大変五所川原としてはテーマとして重いテーマだと思います。すぐにはなかなか効果があらわれるような形で、目に見えにくい問題でもございます。ですから、また長年五所川原市としてもずっと永遠の課題といえますか、五所川原市議会としても大変重要な課題でございます。これに本当にめげずに、市長さん、真っ正面からやっぱり五所川原市

の雇用問題、そのほかにもいろいろと誘致企業のことやいっぱいございます。でも、今具体的にやっていることをきちんと雇用問題について効果があらわれるように頑張っていたいただきたいなと思います。

それから、農業の問題も同じように活性化、具体的に今進めている事業、予算を組むわけですから、その予算効果がちゃんとあらわれるように、それで少しでもいいから農業の活性化に目に見える形で活力あるものに、目に見えるものにしていただきたいなという願いを込めて市長にエールを送りながら3回目の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって、平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、26番加藤磐議員。

○26番（加藤 磐議員） 一登壇一

自民クラブの加藤磐でございます。質問に先立ちまして、自民クラブの総意として、去る4月、当五所川原市の要請を受け、二つ返事で財政部長を受諾くださいました佐藤茂宗財政部長に一言歓迎の言葉を述べさせていただきます。佐藤財政部長は、総務省において地域活性化を担当してきたと承っておりますが、まことに心強い限りでございます。古来、我が国には地域づくりの要諦を示すと思われることわざがございます。いわく心侍、旅坊主であります。住民が心をついにしながら先進事例に学び、そしてまた地域にしがらみのない、すぐれた識見と技術を持つ第三者に指導を受け、そして一体となって進んだときに初めて事が成るという意味であるかと思われます。どうか御忌憚のない御指導をお願いいたします。

質問に入ります。自治体の当五所川原市の財政健全化についてお聞きします。この件につきましては、きのうこの議場で同僚議員の質疑等を通じて、けさの東奥日報あるいは陸奥新報にも詳細に掲載されておりますが、いわゆる特別会計も含めて財政計画を組むということが詳細に掲載されてございました。私は、通告の中で、特に中核病院との関連についてとただし書きをつけさせていただきましたが、その趣旨は財政を健全化することは、単なるそれ自体が目的でなく、当市の喫緊の課題でございます中核機能を持つ西北病院の建設、そしてまた広く多くの市民に関係のあるし尿処理組合、ともに2010年の設立を目指してまいりましたが、ひとえにこの二つを推進するための財政計画であると考えます。どうか特別会計の財政計画は、言うまでもなく一般会計に財源を持っておるわけでありまますから、きのうもこの場で話になったように600の事業を初め、事務作業を積極的に推し進めて、何としても来年度の予算に反映されることを願ってやみません。この件については、きのうの繰り返しになりますので、特に執行者の方から追加す

ることがございましたらお答えいただければと思います。

第2に、教育施策についてお尋ねいたします。先般全国学力調査が実施されました。その結果の発表はまだでございますが、聞くまでもなく今までの県内調査を見た限り、当市の現状は満足できる状況にあるとは思われません。当市の子供たちの潜在能力は、豊かな自然環境を基盤に極めて高いものがあると確信しております。誤解を恐れずにお聞きいたしますが、当市の子供たちのできるだけ多くが東北版の土俵、そしてまた全国版の土俵に上げられるようにするためにどのような基礎学力の向上対策を教育委員会では立てているのか、この場をかりてお聞きいたします。

次に、金木総合グラウンド使用整備についてでございますが、昨年金木地区にサッカーのスポーツ少年団が発足し、活発に活動しております。学校の部活動については、さまざまな論議があるようでございますが、その中でスポーツ少年団方式で進めることは極めて有意義な方法であると考えます。したがって、このことに対して教育委員会はどのような支援、そして推進をされていくのかお聞きいたします。

次に、図書館の購入選定方法についてお聞きいたします。当市の図書館の購入図書を選定は、昨年度までの選定方法を見ますと、総記、哲学から児童書まで11分類漏れなく購入されております。しかし、ことしは御案内のように、この財政再建の中で本年度予算180万でございます。そこで伺います。今までの潤沢とは申しませんが、大きな予算から今回少なくなったわけでありましたが、この予算が少なくなったものとはいえ、この少ない予算をより活用するために、今までの漏れなく総花的に各分野から購入している方法には一考を要するのではないかと、お聞きいたします。

次に、弘前大学との交流、連携についてお尋ねいたします。御案内のとおり金木地区には弘前大学金木農場がございます。本年は、金木農場創立50周年を迎えます。弘前大学は、医学、教育など多方面に研究、人材育成等に多大な貢献をしております。特に本市の基盤産業であります農林水産業分野の研究教育に関しては、県内唯一無二の存在であります。また、本年度からは金木農場において全農、青森県と提携してナガイモの種苗生産が開始されております。この状況にかんがみ、市は大学との関係をどのように位置づけ、対応していくお考えかお聞かせ願います。

次に、金木保育所の園児の通園体制についてお聞きいたします。本年の4月より金木地区には新保育所が開設されました。そこで、園児の送迎であります。現在業者に委託する方法をとっておりますが、その送迎バスにいわゆる添乗員に保母の資格を有する者が配置されておられません。保護者あるいは行政の立場からすれば、預ける、預かった時点で児童の安全、安心の確保はもちろん、肝心の園内保育が円滑になされるためにも

有資格者の配置を保障することは当然だと思いますが、当局のお考えをお聞きいたします。

次に、防災無線についてお尋ねいたします。金木地区では、現在無線によっていろいろな呼びかけをしておりますが、藤枝、沢部の両地区の防災無線がことしの4月からスピーカーの故障、使用不能ということで停止されております。両地区ともいわゆる標高の低い集落であり、したがって水害については治水事業が改善されたとはいえ、水害に対してはトラウマとして抱えている地域でもあります。そこで、復旧の見通しについてお聞きいたします。

次に、金木川河川改良事業についてお聞きいたします。この事業については、スタートしたにもかかわらず今年度の事業分が進められておりません。そのため、汚水、排水、雑草の繁茂等、見るにたえない現状であります。説明を求めます。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 加藤馨議員にお答えいたします。

これまでの財政再建に関する法律、地方財政再建促進特別措置法は、普通会計の実質収支の赤字比率だけを基準としているため、財政指標にある程度の操作の可能性があります。その点、新法は複数の会計間の資金のやりくり、公社や第三セクターなどの債務などにも監視の網をかけることとなり、自治体の破綻防止に高い効果があると言えます。しかし、今回の法案はこれまで以上に国の監視が厳しくなり、中央統制が格段に強化されるものであり、これに対し全国知事会などが指摘するように、画一的な指標基準で線引きされることにより地域的に多様な財政状況を反映できないのではないかと、また財政赤字を抱える自治体では行政サービス見直しや住民負担増などの動きが広がるのではないかと心配の声が聞かれております。近年の地方財政危機が表面化した理由の一つには、三位一体改革による地方交付税の削減があり、国の財政再建のしわ寄せが地方財政危機を招いているものと考えられます。

このような中、今まで以上に市民の声に耳を傾け、選択と集中を図りながら最少の経費で最大の効果を上げることで単なる経費削減ではなく、余剰経費を持って新たなまちづくり、新たなサービスに取り組んでまいります。西北五地域自治体病院機能再編成につきましては、サテライト医療機関のあり方、中核病院の建設の課題等を今年度中に解決し、着実に事業実施につなげる所存でございます。

次に、弘前大学との交流、連携についてお答えいたします。弘前大学の金木農場につ

いての御質問でございますが、この農場は昭和31年に青森県農業総合試験場金木実験農場の管理が弘前大学農学部へ委任され、その後昭和35年には正式に移管され、庁舎、学生宿舎、畜産加工舎、牛舎などを完備した国の施設であり、ことし創立50周年を迎えると同っております。現在では、青森県及び全農あおもりと産、官、学連携でナガイモ優良種苗生産等の研究を行っており、これらの研究成果の利用は学内にとどまらず、農家や企業などに提供され、また公開講座や親子体験学習等を実施し、地域住民との交流に努めているとも伺いたしております。弘前大学では、この農場の今後の利活用や地域との連携を検討しているようでございますが、今後当市に対しても何らかの協力支援の要請があった場合は検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 加藤議員におかれましては、大変ありがたいお言葉をいただきまして大変胸が熱い思いであります。市の財政健全化を図ることは目的ではありません。健全化をした上で、本当に必要なところに投資をして市全体の経済を活性化させることが何よりも大事なことだと考えております。

このような中で、今まで以上に市民の皆様にも単に財政状況を開示するだけではなく、財政状況の厳しさを皆さんに御理解していただいて議員の皆様、市民の皆様と本当の意味で心をつなげて、この4年間、5年間はこれに乗り切って、本当の意味での市のサービスの向上や、そういったものができる、本当に力強い自立的な市になるものだと考えておりますので、どうか今後も御支援よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

第1点の全国学力調査は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより教育の結果を検証し、改善を図る目的で文部科学省が今年度から行ったものでございます。当市においては、4月24日、小学校17校、中学校7校、5月8日、小学校1校、すべての小中学校で実施いたしました。調査結果については、後日文部科学省より各教育委員会、学校に対して提供され、学校においては自校の学力の実態把握と結果分析を行い、指導の改善等に役立たせることになっております。当教育委員会といたしましては、国の調査結果をもとに管内の小中学校の学力の実態把握を行い、市全体の学力向上に向けて活用してまいりたいと思っております。特に対策といたしましては、第1に学校長に対する学力向上への一層の意識強化

を図ってまいりたいと思っております。全国学力調査の結果を踏まえた学力向上プランの改善を指示し、提出を求め、そして学力向上に資するように進めます。

第2に、市内の教職員の指導力の強化を図ってまいりたいと思います。4月26日、27日に先生方のための五所川原市夏季教育講座を開催いたします。

第3点に、小中学校の連携を大事にした学習指導に努めます。研究指定調査協力校として五四中学校をお願いしております。

第4には、学力向上に向けて教育委員会の指導課の指導強化を図ります。計画訪問を最低年2回行うなどして授業改善や学習状況調査、結果の分析、対策を指示し、指導してまいる所存であります。これらのことに努めながら、市の教育水準の維持向上を図る所存でございます。

第2点のサッカー並びにスポーツ少年団の件でございますが、金木運動公園の多目的広場の利用については野球大会やテニス大会で試合前に準備運動する場所として活用されているほか、ソフトボールの練習やゲートボールの練習としても使われております。多目的広場をサッカー場として使用できるかの問題であります。せんだって金木中学校にサッカー部ができたものの、練習場に困っているという相談を受けまして、野球やテニス大会等で使用していないときは自由に使用できる旨回答しております。

なお、サッカーゴールの設置については固定することが義務づけられておりますので、他の種目との調整を考慮しながら対応していきたいと思っております。

スポーツ少年団に関することでございますけれども、県内小中学校の部活動のあり方をめぐり、その効果に期待を寄せる父母と休日返上などによる負担増を訴える教師との間で一部あつれきが生じている様子であります。全国では、地域の大人が中心になり指導するスポーツ少年団の移行が進んでおります。当市におきましても、スポーツ少年団の加入促進を図っております。参考ではあります。平成18年度五所川原スポーツ少年団登録団体は30団体、指導者85名、団員680名でありました。登録料は、指導者1,300円、団員700円で総額61万8,850円を自己負担で納めております。

以上でございます。なお、平成19年度については現在受付中とのことでございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 教育部長。

○教育部長（木村一善） 加藤議員に図書を選定方法についてお答えいたします。

これまで確かに議員御指摘のとおり、一般図書と児童図書に分けて職員による最新の情報と市民のニーズに合ったもの、またリクエストの多いものを中心に選択し、購入してまいりました。今後につきましては、議員御指摘のとおり非常に厳しい予算の中であ

りますが、図書の購入については予算の効率を図りながら、本年度は一般図書を中心に購入し、来年度は幼児から小学校を対象とする児童図書を重点的に購入してまいりたいと考えております。また、市民、それから読書団体、市職員にも幅広く本、雑誌のリサイクルをお願いして今後備えつけてまいりたいと考えております。御理解賜りたいと存じます。

○議長（齊藤一郎） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 加藤議員に金木保育所の通園体制についてお答えいたします。

保育所に入所しております児童の送迎は、原則として保護者の責任において行うことになっております。保育所の設置場所等、地域の状況を勘案してバスの使用が認められております。このため、4月の統合と同時に送迎バス2台及びタクシー1台を業者に委託し、運行しております。送迎のバスの運行に際しましては、年齢の低い児童や、また障害のある児童も乗車いたしますことから、運転者に対しましては交通法規を遵守させることはもちろんでございますが、バスの乗降者の確認及び車内での安全確保を図るため、添乗員1名の配置を義務づけ委託いたしております。送迎バス添乗者の保育士資格について法令に規定はございませんが、議員御指摘のとおり保育士がバスに添乗することは児童の安全上最も理想的なことであると認識いたしております。しかしながら、現状では保育士の人員が配置基準により限られていること及び保護者の御要望により延長保育を実施していることなどから、保育士が時差出勤を余儀なくされており、送迎バスへ添乗させることは困難な状況にありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 総務部長。

○総務部長（三上裕行） 防災無線についてお答えいたします。

まず、市が保有する防災行政用無線につきましては、大きく分けまして携帯もしくは車に搭載して職員間の随時通信に用いる移動系無線と、それから鉄柱にスピーカーを固定して災害時に一斉警報に用いる固定系無線の2種がございます。ただいまの加藤議員の御質問は、後者の方の固定系無線のうち金木地区の藤枝、沢部の機器故障についての復旧についてのごでございます。固定系無線は、現在市浦地区25カ所、金木地区20カ所の計45カ所ございますが、いずれも整備時期が市浦地区で昭和63年、金木地区で昭和55年と相当の期間を経過しておりまして、機器等の老朽化が懸念されております。実際保守点検を業者に委託しているわけですが、市浦地区では鉄柱の強度不足による危険2カ所、機器の故障2カ所、金木地区では鉄柱の強度不足による危険2カ所、機器の

故障2カ所、これが議員おっしゃる2カ所でございます。合わせまして8カ所指摘を受けてございます。市といたしましては、これらの指摘事項に基づきまして危険箇所については撤去し、故障箇所につきましては撤去した柱についております機器の中で再利用可能な部品を用いて修繕を行うこと等を検討し、できる限り影響を最小限で抑えるように工夫してまいりたいと考えております。

よろしく御理解をくださるようお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） 金木川の環境整備について、金木川河川改良事業の内容とこれまでの経過についてお答えいたします。

この事業は、県営による金木川旧河川敷を整備するものでございまして、その整備計画を川沿いの住民代表などで組織する金木川水辺空間整備を考える会で検討を重ね、合併前の平成16年12月13日に全議員で組織する金木川改修事業促進特別委員会で当時の議員に対し原案を説明して了承を得ているところでございます。主たる内容は、旧川部には49カ所の雑排水が流入していることから兩岸に排水処理専用管を設置し、平常時にはせせらぎ水路流水と分離して流下させ、下流の池から新河川へ一括排水する計画となっております。また、近くに公立金木病院があり、入院患者等が散策、散歩できるよう散策路、兩岸を往来するための木橋を設置するほか、景観に配慮した護岸も整備することになっております。

その後旧河川敷を活用し、地域住民が利用できる親水施設等の整備をするために平成17年7月25日付で五所川原県土整備事務所長と県営金木川河川改良事業により整備する施設に関する基本協定を締結しております。そして、平成17年8月17日には排水口を旧川部に流入している関係者に対し事業説明会が行われ、事業が順調に推移する予定となっております。しかし、この4月に西北地域県民局地域整備部河川砂防整備課より完成後の施設の維持管理が市となることから、県、そして市の財政状況を勘案し、維持管理費がかさむ箱物等の整備を見送るほか、水路断面、素材の見直しも行い、総事業費を削減することにより早期の完成を図る旨、整備計画の見直しを検討したいとの申し出がありました。このため、市としては見直しについて、当初の計画に携わり今までの経過を周知している川沿い住民代表者など関係者に対して説明会を開き、理解を得た上で実施していただきたい旨要望したところ、その意向に沿うことと、この事業に対し先行きを心配しているようなので、地域住民の目の触れる場所から工事を行って、その不安を払拭したいということから、ことしの秋ごろには朝日橋付近の水路整備工事を優先的に発注する回答を得ております。

以上のとおり、冒頭申し上げた県営事業によることで限られた県の予算の範囲内で整備を進めることとなりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 26番。

○26番（加藤 磐議員） ありがとうございます。再質問ございません。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって、加藤磐議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時13分 散会

平成19年五所川原市議会第3回定例会会議録(第4号)

議事日程

平成19年6月13日(水)午前10時開議

- 第1 議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから議案第85号 青森県交通災害共済組合理約の一部変更についてまで
-

本日の会議に付した事件

- 第1 議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから議案第85号 青森県交通災害共済組合理約の一部変更についてまで
-

出席議員(29名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
16番 寺田 武造 議員	17番 古川 幸治 議員
18番 秋元 洋子 議員	19番 稲葉 好彦 議員
20番 磯邊 勇司 議員	21番 阿部 春市 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 福士 寛美 議員
24番 木村 清一 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三浦 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

欠席議員(1名)

15番 松野 武司 議員

説明のため出席した者(29名)

市長	平山誠敏
副市長	山田晴雄
総務部長	三上裕行
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	宮崎文堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	白戸幸一
会計管理者	中村健
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	平山耕一
水道事業 所長心得	工藤勝
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	木村一善
監査委員	大野欽也
監査委員 局長	高橋俊昭
選挙管理委員会 委員長	川浪太刀男
選挙管理委員会 事務局長	三上隆
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	鈴木正徳
総務課長	関秀三
企画課長	小田桐宏之
財政課長	佐藤明
市民課長	長尾晶子
保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤雄三

土 木 課 長 三 上 義 博

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	小 林 耕 正
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第66号から議案第85号まで

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから議案第85号 青森県交通災害共済組合格約の一部変更についてまでの20件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第66号から議案第69号まで並びに議案第77号及び議案第78号のいずれも専決処分の承認を求めることについての6件は、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の6件については15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

- 議会事務局長（高橋満直） 予算特別委員名を朗読いたします。

1番	花田進	議員	2番	井上浩	議員
3番	片山英幸	議員	7番	吉岡良浩	議員
8番	成田和美	議員	9番	鳴海初男	議員
12番	木村博	議員	13番	田中賢一	議員
14番	山口孝夫	議員	15番	松野武司	議員
17番	古川幸治	議員	19番	稲葉好彦	議員
20番	磯邊勇司	議員	23番	福士寛美	議員
28番	川浪茂浩	議員			

以上の15名であります。

○議長（齊藤一郎） ただいま朗読したとおり、以上の15名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名の委員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第70号 専決処分の承認を求めることについてから議案第76号 専決処分の承認を求めることについてまで及び議案第79号 五所川原市総合計画基本構想についてから議案第85号 青森県交通災害共済組合格約の一部変更についてまでの14件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから御報告いたします。

◎休会の件

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明14日及び15日の2日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2日間は休会とすることに決しました。

なお、16日及び17日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る18日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分 散会

◎議事日程

平成19年6月18日（月）午前10時開議

- 第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 第2 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第3 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第79号 五所川原市総合計画基本構想について
- 第8 議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第9 議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第10 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第85号 青森県交通災害共済組合同約の一部変更について
- 第12 請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第13 議案第80号 財産の取得について
- 第14 議案第81号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第82号 市道路線の認定について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第16 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
- 第18 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 第19 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
- 第20 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
- 第21 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
-

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
第 2 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
第 3 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて
第 4 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて
第 5 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて
第 6 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて
第 7 議案第79号 五所川原市総合計画基本構想について
第 8 議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
第 9 議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
第10 議案第76号 専決処分の承認を求めることについて
第11 議案第85号 青森県交通災害共済組合同規約の一部変更について
第12 請願第 1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
第13 議案第80号 財産の取得について
第14 議案第81号 市道路線の廃止について
第15 議案第82号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
第16 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
第17 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
第18 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
第19 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
第20 議案第77号 専決処分の承認を求めることについて
第21 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

◎出席議員 (29名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員

5番	山田善治	議員	6番	伊藤永慈	議員
7番	吉岡良浩	議員	8番	成田和美	議員
9番	鳴海初男	議員	11番	平山秀直	議員
12番	木村博	議員	13番	田中賢一	議員
14番	山口孝夫	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	古川幸治	議員
18番	秋元洋子	議員	19番	稲葉好彦	議員
20番	磯邊勇司	議員	21番	阿部春市	議員
22番	桑田茂	議員	23番	福士寛美	議員
24番	木村清一	議員	25番	野呂國四郎	議員
26番	加藤磐	議員	27番	三潟春樹	議員
28番	川浪茂浩	議員	29番	工藤武則	議員
30番	葛西収三	議員			

欠席議員（1名）

10番 高杉利彦 議員

説明のため出席した者（27名）

市 長	平山誠敏
副市長	山田晴雄
総務部長	三上裕行
財政部長	佐藤茂宗
民生部長	佐藤文治
福祉部長	宮崎堅治
経済部長	笹森英志
建設部長	白戸幸一
会計管理者	中村健
金木総合支所長	福井定治
西北中央病院	平山耕一
事務局 局長	工藤勝
水道事業所 長 心得	

教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 長	高 橋 俊 昭
選 挙 管 理 委 員 会 長	川 浪 太 刀 男
選 挙 管 理 委 員 会 長	三 上 隆
農 業 委 員 会 会 長	岩 谷 博
職 務 代 理 者	
農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 徳
事 務 局 長	関 秀 三
総 務 課 長	小 田 桐 宏 三
企 画 課 長	佐 藤 明
財 政 課 長	鎌 田 和 廣
国 保 年 金 課 長	須 藤 久 男
保 護 福 祉 課 長	工 藤 雄 三
農 林 水 産 課 長	三 上 義 博
土 木 課 長	

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 満 直
次 長	岩 川 静 子
議 事 係 長	小 林 耕 正
庶 務 係 長	飛 鳥 順 一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

◎日程第1 議案第70号から

日程第9 議案第84号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第70号 専決処分の承認を求めることについてから
日程第9、議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び
青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

皆さんおはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案9件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第70号 専決処分の承認を求めることについて、本件は地方税法の改正に伴い、たばこ税の特例税率の本則化等、所要の改正をするため、五所川原市税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて、本件は適用期限を延長するため、五所川原市半島振興対策実施地域にかかわる固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第72号 専決処分の承認を求めることについて、本件は適用期限を延長するため、五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるとの説明に対し、過疎地域の定義等について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて、本件は基礎課税被保険者

にかかわる課税限度額を現行の53万円から56万円に引き上げるため、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであるとの説明に対し、対象となる世帯数について、限度額引き上げについての考え方について質疑があり、採決の結果、賛成多数により承認すべきものと決しました。

次に、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて、本件は地方税法の改正に伴う条文の整備のため、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであるとの説明に対し、条例の適用される地域等について質疑があり、それぞれ説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて、本件はつがる克雪ドームの指定管理者制度導入に伴い、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであるとの説明に対し、指定管理者制度導入の理由について及び本議案の提出時期について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第79号 五所川原市総合計画基本構想については、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるため、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更については、組合を組織する団体のうち平成19年3月31日をもって二つの団体が解散し、組合を組織する団体数が減少すること、また構成団体の名称変更及び地方自治法の一部改正に伴い、組規約を変更するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更については、組合に平成19年4月1日から新たに1団体が加入し構成団体数がふえたこと及び条文を整理するため規約を変更するものであるとの説明に対し、青森県後期高齢者医療広域連合の事務の内容について質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

1 番花田進君。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

○1 番（花田 進議員） 反対討論です。

○議長（齊藤一郎） はい。

○1 番（花田 進議員） 一登壇一

議案第73号、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対いたします。

この議案は、専決第9号で改正が処理されている議案ではありますが、反対の立場から意見を述べさせていただきます。もともとこの条例改正は、政府が市町村国民健康保険料の基礎賦課限度額を現行の53万円から56万円に引き上げる国民健康保険法施行令の改正を行い、平成19年4月1日から施行されたことから提案されたものであります。しかし、健康保険税の最高限度額が50万円ということは、月に直すと4万6,000円を超える支出で、介護保険料も合わせると大変な負担となるものです。市の資料でも346世帯で約980万円の負担増と説明されています。国保は低所得者が多く加入している医療保険であり、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。ところが、政府は1984年の国保法改悪で国保負担率を医療費の45%から現在は34%に引き下げ、国の責任をどんどん後退させてきております。国保再建のためには、国の国庫負担を引き上げることが必要不可欠の要件です。国はむだな支出を見直し、国庫負担を1984年当時の水準に戻すべきと考えております。国は、地方自治体の独自の政策に対しペナルティーを科しておりますが、当市としては単に国が引き上げたからという理由でそれに従うのではなく、地方の意見を明確にすべきだと考え、反対いたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可します。

19番稲葉好彦君。

○19番（稲葉好彦議員） 一登壇一

それでは、議案第73号について賛成討論を行います。

このたび国保税の最高限度額を53万円から56万円に引き上げることではありますが、本件はあくまでも国の制度の改正による五所川原市国民健康保険税条例の一部改正

であり、また目的は中間層の市民の税負担を軽減するという内容のものであり、本件については賛成するものであります。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） これにて討論を終結いたします。

委員長報告は、議案第70号から議案第75号までの6件は承認、議案第79号並びに議案第83号及び議案第84号の3件は原案可決であります。

議案第73号、起立により採決いたします。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決されました1件を除く8件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された1件を除く8件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第10 議案第76号から

日程第12 請願第1号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第10、議案第76号 専決処分の承認を求めることについてから日程第12、平成19年請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

それでは、報告いたします。

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件について、去る13日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第76号 専決処分の承認を求めることについて、本件は精神科医師の減少により、精神病床数を120床から60床へ変更するため、五所川原市病院事業の設置等に

関する条例の一部を改正する条例を定めましたので、これを報告し、その承認を求めるものであるとの説明があり、病床数の変更による影響とその対応について、病床の利用率について等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第85号 青森県交通災害共済組合格約の一部変更について、本件は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、青森県交通災害共済組合格約の所要の部分を改め、また同組合格約の整備については、関係地方公共団体と協議する必要があるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 金木病院の救急体制復活に関する請願書について、本件は平成19年第2回定例会において、閉会中継続審査と決した請願であり、その対策についてはさらに検討が必要であり、公立金木病院議会でも請願の審査に入ること、また病院議会を尊重することからも、全員異議なく引き続き閉会中継続審査すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第76号は承認、議案第85号は原案可決、閉会中継続審査となっております平成19年請願第1号は引き続き閉会中継続審査であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第80号から

日程第15 議案第82号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第13、議案第80号 財産の取得についてから日程第15、議案第82号 市道路線の認定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（古川幸治） 一登壇一

おはようございます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案3件について、去る6月13日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第80号 財産の取得についてですが、老朽化した除雪ドーザーをロータリー除雪車に機種変更し更新するものであるとの説明があり、旧車両の取り扱い、入札参加者数及び落札金額に対する補助率等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 市道路線の廃止についてですが、広田41号線は同一名称で2路線存在することがわかり、路線認定の古いものを廃止するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 市道路線の認定についてですが、議案第81号で一たん廃止した路線を広田46号線として新規認定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、議案第80号及び議案第81号は原案可決、議案第82号は認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第16 議案第66号から

日程第21 議案第78号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第16、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから日程第21、議案第78号 専決処分の承認を求めることについてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（山口孝夫） 一登壇一

おはようございます。去る6月13日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私山口孝夫が、副委員長に吉岡良浩委員が選任され、翌14日に付託されました議案6件の審査が終了いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

付託されました6件の議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

まず、議案第66号では、システム委託料の減額理由及び補正のタイミングについて、納税貯蓄組合事務費補助金の減額について、ひとり親家庭等医療給付費補助金の減額について、長期償還利子の減額について質疑があり、それぞれ答弁を了として、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第67号から議案第69号については、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第77号及び議案第78号については、一般会計補正予算の歳入不足補てん財源の増減について質疑があり、答弁を了として、2件は全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても当委員会の決定どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第66号から議案第78号までの6件は、いずれも承認であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会のごあいさつを申し上げる前に、この場をおかりして御報告いたします。

現在金木中央老人福祉センターの給湯ボイラーが故障し、現在運転を停止しております。調査を行ったところ、経年による劣化のため、ボイラー自体の交換が必要であることが判明いたしましたので、利用者の安全を最優先し、当分の間同センターの入浴サービスの提供を休止することといたしました。当職といたしましては、できる限り早期に入浴サービスの提供を再開してまいりたいと存じておりますので、利用者の皆様におかれましては大変御不便をおかけいたしておりますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本定例会も齊藤議長を初め山口予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

また、本定例会においては、教育委員に丁子谷悟氏、北澤アキ子氏を選任することについて、それぞれ満場一致をもちまして同意をいただき、重ねて御礼申し上げます。

なお、既に御案内のとおり、本定例会中、選挙管理委員会委員長として川浪太刀男氏が、教育委員会教育長として木下巽氏がそれぞれ就任されました。川浪委員長には公平、公正に民主主義の最も基礎的な権利の実現の場である選挙を執行するため、職務を遂行

していただき、また木下教育長には長年教育現場に携わってきた経験を生かし、多様化する教育行政に対し存分に手段を発揮していただくよう激励を申し上げます。

さて、私も市長を拝命しはや1年がたとうとしております。この間巨額の財政赤字を抱えて財政再建団体となった自治体が巷間の耳目を集めるなど、地方自治体を取り巻く状況は依然厳しさを増しており、当市においても財政健全化計画を策定、実践しているところでございます。本計画は、平成23年度までを計画期間としておりますが、一刻でも早く財政状況の立て直しを図るべく、社会情勢に弾力的に対応し、最善の効果を上げるよう、行財政改革に取り組んでまいりたいと存じております。小職はこの改革をなし遂げることにより、市民が将来の五所川原について夢や希望を語ることのできる活力ある、明るく住みよい豊かなまちづくりに邁進する所存でございますので、御参会の議員諸氏のお力添えをお願い申し上げます。

また、今日すべての行政分野に問われていることではありますが、行政の説明責任という観点から、これからの行財政改革を初めとする市政の諸課題に対する取り組みについて議員各位を初めとする市民の方々に対し誠意ある対応をしてまいりますので、御臨席の議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わりに、新緑の美しい季節となり、暑さが一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、どうか健康にくれぐれも御留意され、市勢進展のためますます御活躍くださいますよう心から祈念いたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成19年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年6月18日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 高 杉 利 彦

五所川原市議会議員 平 山 秀 直